

改正案	現行
<p>目次</p> <p>第一章（略）</p> <p>第二章 道府県の普通税</p> <p>第一節 道府県民税</p> <p>第一款・第二款（略）</p> <p>第三款 法人等の道府県民税</p> <p>第一目、第三目（略）</p> <p>第四目 納税義務の承継等（第七十条の二）</p> <p>第五目 犯則取締り（第七十一条・第七十一条の四）</p> <p>第四款（略）</p> <p>第二節 事業税</p> <p>第一款・第二款（略）</p> <p>第三款 法人の事業税の申告納付、更正及び決定並びに個人の事業税の賦課及び徴収（第七十二条の二十四・第七十二条の六十五）</p> <p>第四款 督促及び滞納処分（第七十二条の六十六・第七十二条の七十）</p> <p>第五款 納税義務の承継等（第七十二条の七十一・第七十二条の七十二）</p>	<p>目次</p> <p>第一章（略）</p> <p>第二章 道府県の普通税</p> <p>第一節 道府県民税</p> <p>第一款・第二款（略）</p> <p>第三款 法人等の道府県民税</p> <p>第一目、第三目（略）</p> <p>第四目 犯則取締（第七十一条・第七十一条の四）</p> <p>第四款（略）</p> <p>第二節 事業税</p> <p>第一款・第二款（略）</p> <p>第三款 法人の事業税の申告納付、更正及び決定並びに個人の事業税の賦課及び徴収（第七十二条の二十四・第七十二条の六十四）</p> <p>第四款 削除</p> <p>第五款 督促及び滞納処分（第七十二条の六十六・第七十二条の七十二）</p>

第六款 (略)

第三節 第十一節 (略)

第三章 市町村の普通税

第一節 市町村民税

第一款 第五款 (略)

第六款 督促及び滞納処分(第三百二十九条・第三百三十四条)

第七款 納税義務の承継等(第三百三十五条)

第八款 犯則取締り(第三百三十六条・第三百四十条)

第二節 第九節 (略)

第四章 第六章 (略)

附則

(更正の請求)

第二十条の九の三 (略)

2 4 (略)

5 第一項から第三項までに規定する課税標準等とは、課税標準(この法律又はこれに基づく条例に課税標準額又は課税標準となる数量の定めがある地方税については、課税標準額又は課税標準となる数量)及びこれから控除する金額並びに欠損金額等(この法律又はこれに基づく政令の規定により翌事業年度以後の事業年度分又は翌計算期間以後の計算期間分の道府県民税若しくは市町村民税の法人税割の課税標準となる法人税額又は法人の行う事業に対して課する事

第六款 (略)

第三節 第十一節 (略)

第三章 市町村の普通税

第一節 市町村民税

第一款 第五款 (略)

第六款 督促及び滞納処分(第三百二十九条・第三百三十五条)

第七款 犯則取締り(第三百三十六条・第三百四十条)

第二節 第九節 (略)

第四章 第六章 (略)

附則

(更正の請求)

第二十条の九の三 (略)

2 4 (略)

5 第一項から第三項までに規定する課税標準等とは、課税標準(この法律又はこれに基づく条例に課税標準額又は課税標準となる数量の定めがある地方税については、課税標準額又は課税標準となる数量)及びこれから控除する金額並びに欠損金額等(この法律又はこれに基づく政令の規定により翌事業年度以後の事業年度分の道府県民税若しくは市町村民税の法人税割の課税標準となる法人税額又は法人の行う事業に対して課する事業税の課税標準となる所得の計算

業税の課税標準となる所得の計算上順次繰り越して控除することができる法人税額又は欠損金額をいう。)をいい、これらの項に規定する税額等とは、納付し又は納入すべき税額及びその計算上控除する金額並びに申告書に記載すべきこの法律の規定による還付金の額に相当する税額及びその計算の基礎となる税額をいう。

(道府県民税に関する用語の意義)

第二十三条 道府県民税について、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

一 三の二 (略)

四 法人税額 法人税法その他の法人税に関する法令の規定によつて計算した法人税額で法人税法第六十八条(同法第四百四十四条)租税特別措置法(昭和三十二年法律第二十六号)第四十二条第二項において読み替えて適用する場合を含む。)において準用する場合並びに租税特別措置法第三条の三第五項、第八条の三第五項、第九条の二第四項及び第四十一条の二第四項の規定により読み替えて適用される場合を含む。)、第六十九条、第七十条、第八十二条の六、第八十二条の七及び第百条(租税特別措置法第三条の三第五項、第八条の三第五項、第九条の二第四項及び第四十一条の二第四項の規定により読み替えて適用される場合を含む。)(並びに租税特別措置法第四十二条の四及び第六十八条の二の規定による控除前のものをいい、法人税に係る延滞税、利子税、過少申告加算税、無申告加算税及び加重加算税の額を含まないもの

上順次繰り越して控除することができる法人税額又は欠損金額をいう。)をいい、これらの項に規定する税額等とは、納付し又は納入すべき税額及びその計算上控除する金額並びに申告書に記載すべきこの法律の規定による還付金の額に相当する税額及びその計算の基礎となる税額をいう。

(道府県民税に関する用語の意義)

第二十三条 道府県民税について、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

一 三の二 (略)

四 法人税額 法人税法その他の法人税に関する法令の規定によつて計算した法人税額で法人税法第六十八条(同法第四百四十四条)租税特別措置法(昭和三十二年法律第二十六号)第四十二条第二項において読み替えて適用する場合を含む。)(において準用する場合並びに租税特別措置法第三条の三第五項、第八条の三第五項、第九条の二第四項及び第四十一条の二第四項の規定により読み替えて適用される場合を含む。)、第六十九条、第七十条及び第百条(租税特別措置法第三条の三第五項、第八条の三第五項、第九条の二第四項及び第四十一条の二第四項の規定により読み替えて適用される場合を含む。)(並びに租税特別措置法第四十二条の四及び第六十八条の二の規定による控除前のものをいい、法人税に係る延滞税、利子税、過少申告加算税、無申告加算税及び加重加算税の額を含まないものとする。

とする。

四の二十三（略）

十四 利子等 利子、収益の分配その他これらに類するもので次に掲げるものをいう。

イ・ロ（略）

八 租税特別措置法第八条の二第一項に規定する公募投資信託等の収益の分配に係る配当等（所得税法第十条第一項の規定の適用を受ける収益の分配、租税特別措置法第四条の二第一項の規定の適用を受ける財産形成住宅貯蓄に係る同項第三号に掲げる収益の分配及び同法第四条の二第一項の規定の適用を受ける財産形成年金貯蓄に係る同項第三号に掲げる収益の分配に係るものを除く。）

二 租税特別措置法第八条の三第一項に規定する国外公募投資信託等の配当等で同項の国内における支払の取扱者を通じて支払を受けるもの（第二十五条の二第三項及び第七十一条の八において「国外公募投資信託等の配当等」という。）

ホ 租税特別措置法第八条の四第一項に規定する特定投資法人の

四の二十三（略）

十四 利子等 利子、収益の分配その他これらに類するもので次に掲げるものをいう。

イ・ロ（略）

八 この法律の施行地において支払を受けるべき所得税法第二十四条第一項に規定する配当等で証券投資信託（その設定に係る受益証券の募集が証券取引法（昭和二十三年法律第二十五号）第一条第三項に規定する勧誘のうち同項第一号に掲げる場合に該当するもの（当該受益証券の国外における募集にあつては、当該勧誘に相当するもの）として政令で定めるもの）により行われたものに限る。）の収益の分配に係るもの（所得税法第十条第一項の規定の適用を受ける収益の分配、租税特別措置法第三条の二に規定する特定株式投資信託に係る収益の分配、同法第四条の二第一項の規定の適用を受ける財産形成住宅貯蓄に係る同項第三号に掲げる収益の分配及び同法第四条の三第一項の規定の適用を受ける財産形成年金貯蓄に係る同項第三号に掲げる収益の分配に係るものを除く。）

二 租税特別措置法第八条の三第一項に規定する公募国外証券投資信託の配当等で同項の国内における支払の取扱者を通じて支払を受けるもの（第二十五条の二第三項及び第七十一条の八において「公募国外証券投資信託の配当等」という。）

ホ 租税特別措置法第八条の四第一項に規定する特定証券投資法

投資口の配当等

へ・ト (略)

2 } 4 (略)

(道府県民税と信託財産)

第二十四条の三 信託財産について生ずる所得については、その所得を信託の利益として受けるべき受益者が信託財産を所有するものとみなして、道府県民税を課する。ただし、合同運用信託(信託会社(金融機関の信託業務の兼営等に関する法律(昭和十八年法律第四十三号)により同法第一条第一項に規定する信託業務を営む同項に規定する金融機関を含む。第七十一条の七において同じ。))が引き受けた金銭信託で共同しない多数の委託者の信託財産を合同して運用するもの(投資信託及び投資法人に関する法律(昭和二十六年法律第九十八号)第二条第二項に規定する委託者非指図型投資信託及びこれに類する外国投資信託(同条第二十八項に規定する外国投資信託をいう。以下本項において同じ。))を除く。)をいう。次条及び第七十一条の七において同じ。)、投資信託(投資信託及び投資法人に関する法律第三条第三項に規定する投資信託及び外国投資信託をいう。次条において同じ。)、特定目的信託(資産の流動化に関する法律(平成十年法律第五号)第二条第十二項に規定する特定目的信託をいう。次条において同じ。))又は法人税法第八十四条第一項に規定する適格退職年金契約、厚生年金基金契約、勤労者財産形成給付契約若しくは勤労者財産形成基金給付契約若しくは国

人の投資口の配当等

へ・ト (略)

2 } 4 (略)

(道府県民税と信託財産)

第二十四条の三 信託財産について生ずる所得については、その所得を信託の利益として受けるべき受益者が信託財産を所有するものとみなして、道府県民税を課する。ただし、合同運用信託(信託会社(金融機関の信託業務の兼営等に関する法律(昭和十八年法律第四十三号)により同法第一条第一項に規定する信託業務を営む同項に規定する金融機関を含む。))が引き受けた金銭信託で共同しない多数の委託者の信託財産を合同して運用するものをいう。)、証券投資信託(証券投資信託及び証券投資法人に関する法律(昭和二十六年法律第九十八号)第二条第一項に規定する証券投資信託及び同条第十九項に規定する外国証券投資信託をいう。次条において同じ。))又は法人税法第八十四条第一項に規定する適格退職年金契約、厚生年金基金契約、勤労者財産形成給付契約若しくは勤労者財産形成基金給付契約若しくは国民年金基金若しくは国民年金基金連合会の締結した国民年金法(昭和三十四年法律第四十一号)第二百二十八条第三項若しくは第三百三十七条の十五第四項に規定する契約に係る信託の信託財産について生ずる所得については、この限りでない。

民年金基金若しくは国民年金基金連合会の締結した国民年金法（昭和三十四年法律第四十一号）第二百八条第三項若しくは第三百三十七條の十五第四項に規定する契約に係る信託の信託財産について生ずる所得については、この限りでない。

2 (略)

(無記名公社債の利子等の所得の帰属)

第二十四条の四 無記名の公債、無記名の社債、無記名の株式又は無記名の貸付信託（合同運用信託のうち、貸付信託法（昭和二十七年法律第九十五号）第二条第一項に規定する貸付信託をいう。）、投資信託若しくは特定目的信託の受益証券について、その元本の所有者以外の者が利子、配当、利益又は収益（以下本条において「利子等」という。）の支払を受けるときは、これらの所得の計算上、その元本の所有者が支払を受けるものとみなす。この場合において、利子等の生ずる期間中にその元本の所有者に異動があつたときは、最後の所有者をその利子等の支払を受ける者とみなす。

(利子等に係る道府県民税の非課税の範囲)

第二十五条の二 (略)

2 (略)

3 道府県は、所得税法第七十六条第一項に規定する信託会社が支払を受ける利子等で、同項の規定の適用を受けるもの若しくは租税特別措置法第九条の三第二項の規定の適用を受けるもの又は国外公

2 (略)

(無記名公社債の利子等の所得の帰属)

第二十四条の四 無記名の公債、無記名の社債、無記名の株式又は無記名の貸付信託（合同運用信託のうち、貸付信託法（昭和二十七年法律第九十五号）第二条第一項に規定する貸付信託をいう。）若しくは証券投資信託の受益証券について、その元本の所有者以外の者が利子、配当、利益又は収益（以下本条において「利子等」という。）の支払を受けるときは、これらの所得の計算上、その元本の所有者が支払を受けるものとみなす。この場合において、利子等の生ずる期間中にその元本の所有者に異動があつたときは、最後の所有者をその利子等の支払を受ける者とみなす。

(利子等に係る道府県民税の非課税の範囲)

第二十五条の二 (略)

2 (略)

3 道府県は、所得税法第七十六条第一項に規定する信託会社が支払を受ける利子等で、同項の規定の適用を受けるもの又は国外公社債等の利子等若しくは公募国外証券投資信託の配当等で政令で定め

社債等の利子等若しくは国外公募投資信託等の配当等で政令で定めるもの、同法第八条第一項に規定する金融機関が支払を受ける利子等で、同項の規定の適用を受けるもの又は同法第三条の三第六項の規定の適用を受ける金額に相当する部分のもの、同法第八条第二項に規定する証券業者等が支払を受ける利子等で、同項の規定の適用を受けるもの又は同法第三条の三第六項の規定の適用を受ける金額に相当する部分のもの及び同法第九条の三第一項各号に掲げる法人が支払を受ける利子等で、同条の規定の適用を受けるもの又は国外公社債等の利子等若しくは国外公募投資信託等の配当等で政令で定めるものについては、利子割を課することができない。

(法人等の均等割の税率)

第五十二条 (略)

2 法人等の均等割の税率は、次の各号に掲げる法人等の区分に応じ、当該各号に定める日現在における税率による。

一 次条第一項の規定によつて申告納付する法人 当該法人の同項に規定する法人税額(法人税法第八十二条の八第一項又は第八十二条の十第一項の申告書に係る法人税額を除く。)の課税標準の算定期間の末日

二 丁四 (略)

3・4 (略)

(法人等の道府県民税の申告納付)

るもの、租税特別措置法第八条第一項に規定する金融機関が支払を受ける利子等で、同項の規定の適用を受けるもの又は同法第三条の三第六項の規定の適用を受ける金額に相当する部分のもの、同法第八条第二項に規定する証券業者等が支払を受ける利子等で、同項の規定の適用を受けるもの又は同法第三条の三第六項の規定の適用を受ける金額に相当する部分のもの及び同法第九条の三に規定する証券投資法人が支払を受ける利子等で、同条の規定の適用を受けるもの又は国外公社債等の利子等若しくは公募国外証券投資信託の配当等で政令で定めるものについては、利子割を課することができない。

(法人等の均等割の税率)

第五十二条 (略)

2 法人等の均等割の税率は、次の各号に掲げる法人等の区分に応じ、当該各号に定める日現在における税率による。

一 次条第一項の規定によつて申告納付する法人 当該法人の同項に規定する法人税額の課税標準の算定期間の末日

二 丁四 (略)

3・4 (略)

(法人等の道府県民税の申告納付)

第五十三条 法人税法第七十一条第一項（同法第七十二条第一項の規定が適用される場合及び同法第百四十五条においてこれらの規定を準用する場合を含む。以下本節において同じ。）第七十四条第一項（同法第百四十五条において準用する場合を含む。以下第十項及び第十五項を除き、本節において同じ。）第八十二条の八第一項、第八十二条の十第一項、第八十八条（同法第百四十五条の五において準用する場合を含む。）又は第八十九条（同法第百四十五条の五において準用する場合を含む。）の規定によつて法人税に係る申告書を提出する義務がある法人は、当該申告書の提出期限までに、自治省令で定める様式によつて、当該申告書に係る法人税額、これを課税標準として算定した法人税割額（同法第七十一条第一項（同法第七十二条第一項の規定が適用される場合を除く。）同法第八十二条の八第一項又は第八十八条の規定によつて法人税に係る申告書を提出する義務がある法人（以下本条及び第五十七条第一項において「予定申告法人」という。）にあつては、前事業年度又は前計算期間の法人税割額を基準として政令で定めるところにより計算した法人税割額（第五十五条第一項において「予定申告に係る法人税割額」という。）（同法第七十一条第一項又は第七十四条第一項の規定によつて法人税に係る申告書を提出する義務がある法人にあつては均等割額その他必要な事項を記載した申告書（以下本項において「法人の道府県民税の申告書」という。）をその法人税額の課税標準の算定期間（同法第七十一条第一項、第八十二条の八第一項又は第八十八条の申告書に係る法人税額に

第五十三条 法人税法第七十一条第一項（同法第七十二条第一項の規定が適用される場合及び同法第百四十五条においてこれらの規定を準用する場合を含む。以下本節において同じ。）第七十四条第一項（同法第百四十五条において準用する場合を含む。以下第十項及び第十五項を除き、本節において同じ。）第八十八条（同法第百四十五の五において準用する場合を含む。）又は第八十九条（同法第百四十五の五において準用する場合を含む。）の規定によつて法人税に係る申告書を提出する義務がある法人は、当該申告書の提出期限までに、自治省令で定める様式によつて、当該申告書に係る法人税額、これを課税標準として算定した法人税割額（同法第七十一条第一項（同法第七十二条第一項の規定が適用される場合を除く。）又は同法第八十八条の規定によつて法人税に係る申告書を提出する義務がある法人（以下本条及び第五十七条第一項において「予定申告法人」という。）にあつては、前事業年度の法人税割額を基準として政令で定めるところにより計算した法人税割額（第五十五条第一項において「予定申告に係る法人税割額」という。）（同法第七十一条第一項又は第七十四条第一項の規定によつて法人税に係る申告書を提出する義務がある法人にあつては均等割額その他必要な事項を記載した申告書（以下本項において「法人の道府県民税の申告書」という。）をその法人税額の課税標準の算定期間（同法第七十一条第一項又は第八十八条の申告書に係る法人税額にあつては、当該事業年度開始の日から六箇月の期間とする。以下法人の道府県民税について同じ。）中において有する



あつては、当該事業年度又は計算期間の開始の日から六箇月の期間とする。以下法人の道府県民税について同じ。）中において有する事務所、事業所又は寮等所在地の道府県知事に提出し、及びその申告した道府県民税額（当該道府県民税額について既に納付すべきことが確定しているものがある場合においては、これを控除した額）を納付しなければならない。この場合において、同法第七十一条第一項又は第八十二条の八第一項の規定によつて法人税に係る申告書を提出する義務がある法人が、法人の道府県民税の申告書をその提出期限までに提出しなかつたときは、第二十二項の規定の適用がある場合を除き、当該申告書の提出期限において、当該道府県知事に対し、政令で定めるところにより計算した法人税割額及び均等割額を記載した当該申告書の提出があつたものとみなし、当該法人は、当該申告納付すべき期限内にその提出があつたものとみなされる申告書に係る道府県民税に相当する税額の道府県民税を事務所、事業所又は寮等所在地の道府県に納付しなければならない。

2 (略)

3 法人税法第七十一条第一項（同法第七十二条第一項の規定が適用される場合に限る。）第七十四条第一項又は第八十二条の十第一項の規定によつて法人税に係る申告書を提出する義務がある法人で、当該事業年度開始の日前五年以内に開始した事業年度又は当該計算期間開始の日前五年以内に開始した計算期間において損金の額が益金の額を超えることとなつたため、同法第八十一条（同法第四百四十五条において準用する場合を含む。）又は第八十二条の十五の規

事務所、事業所又は寮等所在地の道府県知事に提出し、及びその申告した道府県民税額（当該道府県民税額について既に納付すべきことが確定しているものがある場合においては、これを控除した額を納付しなければならない。この場合において、同法第七十一条第一項の規定によつて法人税に係る申告書を提出する義務がある法人が、法人の道府県民税の申告書をその提出期限までに提出しなかつたときは、第二十二項の規定の適用がある場合を除き、当該申告書の提出期限において、当該道府県知事に対し、政令で定めるところにより計算した法人税割額及び均等割額を記載した当該申告書の提出があつたものとみなし、当該法人は、当該申告納付すべき期限内にその提出があつたものとみなされる申告書に係る道府県民税に相当する税額の道府県民税を事務所、事業所又は寮等所在地の道府県に納付しなければならない。

2 (略)

3 法人税法第七十一条第一項（同法第七十二条第一項の規定が適用される場合に限る。）又は第七十四条第一項の規定によつて法人税に係る申告書を提出する義務がある法人で、当該事業年度開始の日前五年以内に開始した事業年度において損金の額が益金の額を超えることとなつたため、同法第八十一条（同法第四百四十五条において準用する場合を含む。）の規定によつて法人税額の還付を受けたものが納付すべき当該事業年度分の法人税割の課税標準となる法人税

定によつて法人税額の還付を受けたものが納付すべき当該事業年度分又は計算期間分の法人税割の課税標準となる法人税額は、前二項、第七項又は第八項の規定にかかわらず、その超える損金の額が当該事業年度又は計算期間の法人税の計算について同法第五十七条又は第八十二条の三の規定を適用した場合において損金の額に算入することを認められるものであるときに限り、前二項、第七項又は第八項の規定によつて申告納付すべき当該法人税額の課税標準の算定期間に係る法人税割の課税標準となる法人税額から、当該法人税額（当該法人税額について租税特別措置法第四十二条の六第六項、第四十二条の七第六項、第四十二条の八第六項、第四十二条の十第五項、第四十二条の十二第六項、第六十二条第一項、第六十二条の三第一項若しくは第八項又は第六十三条第一項の規定により加算された金額がある場合には、政令で定める額を控除した額）を限度として、還付を受けた法人税額を控除したものとす。この場合において、控除する法人税額は、前事業年度又は前計算期間以前の法人税割の課税標準とすべき法人税額について控除されなかつた額に限る。

4 (略)

5 法人税法第七十四条第一項、第八十二条の十第一項又は第四百四条第一項の規定による申告書に係る法人税額（修正申告書の提出があつた場合においては、当該申告書に係る法人税額をいい、更正又は決定があつた場合においては、当該更正又は決定に係る法人税額をいう。以下第三百二十一条の八第五項において同じ。）に基づいて

額は、前二項、第七項又は第八項の規定にかかわらず、その超える損金の額が当該事業年度の法人税の計算について法人税法第五十七条の規定を適用した場合において損金の額に算入することを認められるものであるときに限り、前二項、第七項又は第八項の規定によつて申告納付すべき当該法人税額の課税標準の算定期間に係る法人税割の課税標準となる法人税額から、当該法人税額（当該法人税額について租税特別措置法第四十二条の六第六項、第四十二条の七第六項、第四十二条の八第六項、第四十二条の十第五項、第四十二条の十二第六項、第六十二条第一項、第六十二条の三第一項若しくは第八項又は第六十三条第一項の規定により加算された金額がある場合には、政令で定める額を控除した額）を限度として、還付を受けた法人税額を控除したものとす。この場合において、控除する法人税額は、前事業年度以前の法人税割の課税標準とすべき法人税額について控除されなかつた額に限る。

4 (略)

5 法人税法第七十四条第一項又は第四百四条第一項の規定による申告書に係る法人税額（修正申告書の提出があつた場合においては、当該申告書に係る法人税額をいい、更正又は決定があつた場合においては、当該更正又は決定に係る法人税額をいう。以下第三百二十一条の八第五項において同じ。）に基づいて算定した道府県民税額が

算定した道府県民税額が、同法第七十一条第一項、第八十二条の八第一項、第二百一条第一項若しくは第二百三条第一項の規定による申告書に係る法人税額（修正申告書の提出があつた場合においては、当該申告書に係る法人税額をいい、更正又は決定があつた場合においては、当該更正又は決定に係る法人税額をいう。以下第三百二十一条の八第五項において同じ。）に基づいて算定して申告納付し、若しくは申告納付すべき道府県民税額（予定申告法人にあつては、第一項に基づいて計算して申告納付し、又は申告納付すべき道府県民税額。以下本項及び第五十五条第五項において、「道府県民税の中間納付額」という。）に満たないとき、又はないときは、道府県は、政令で定めるところにより、その満たない金額に相当する道府県民税の中間納付額若しくは道府県民税の中間納付額の全額を還付し、又は未納に係る地方団体の徴収金に充当するものとする。

6～8（略）

9 道府県は、この法律の施行地に主たる事務所又は事業所を有する法人が、外国の法令により課される法人税又は道府県民税の法人税割及び利子割若しくは市町村民税の法人税割に相当する税（以下本項において「外国の法人税等」という。）を課された場合において、当該外国の法人税等の額のうち法人税法第六十九条第一項又は第八十二条の七第一項の控除限度額を超える額があるときは、政令で定めるところにより計算した額を限度として、政令で定めるところにより、当該超える金額（政令で定める金額に限る。）を第一項（予定申告法人に係るものを除く。）、第二項（同法第二百一条第一項

、同法第七十一条第一項、第二百一条第一項若しくは第二百三条第一項の規定による申告書に係る法人税額（修正申告書の提出があつた場合においては、当該申告書に係る法人税額をいい、更正又は決定があつた場合においては、当該更正又は決定に係る法人税額をいう。以下第三百二十一条の八第五項において同じ。）に基づいて算定して申告納付し、若しくは申告納付すべき道府県民税額（予定申告法人にあつては、第一項に基づいて計算して申告納付し、又は申告納付すべき道府県民税額。以下本項及び第五十五条第五項において、「道府県民税の中間納付額」という。）に満たないとき、又はないときは、道府県は、政令で定めるところにより、その満たない金額に相当する道府県民税の中間納付額若しくは道府県民税の中間納付額の全額を還付し、又は未納に係る地方団体の徴収金に充当するものとする。

6～8（略）

9 道府県は、この法律の施行地に主たる事務所又は事業所を有する法人が、外国の法令により課される法人税又は道府県民税の法人税割及び利子割若しくは市町村民税の法人税割に相当する税（以下本項において「外国の法人税等」という。）を課された場合において、当該外国の法人税等の額のうち法人税法第六十九条第一項の控除限度額を超える額があるときは、政令で定めるところにより計算した額を限度として、政令で定めるところにより、当該超える金額（政令で定める金額に限る。）を第一項（予定申告法人に係るものを除く。）、第二項（法人税法第二百一条第一項の規定によつて法人税

の規定によつて法人税に係る申告書を提出する義務がある法人に係るものに限る。 ) 又は前二項の規定により申告納付すべき法人税割額から控除するものとする。

10 (略)

11 道府県(二以上の道府県において事務所又は事業所を有する法人については、主たる事務所又は事業所の所在する道府県)は、法人税法第七十一条第一項(同法第七十二条第一項の規定が適用される場合に限る。)、第七十四条第一項、第八十二条の十第一項、第一百零二条第一項又は第四百零一条第一項の規定によつて法人税の申告書を提出する義務がある法人が当該申告書に係る法人税額の課税標準の算定期間において、その支払を受ける利子等につき第四款の規定により利子割額(他の道府県において課されたものを含む。)を課されたときは、政令で定めるところにより、当該利子割額を当該法人が第一項、第二項、第七項又は第八項の規定により申告納付すべき当該算定期間に係る法人税割額から控除するものとする。

12 } 14 (略)

15 道府県は、当該道府県内に事務所又は事業所を有する法人について、租税条約の実施に伴う所得税法、法人税法及び地方税法の特例等に関する法律(昭和四十四年法律第四十六号)第七条第一項に規定する合意に基づき国税通則法第二十四条又は第二十六条の規定による更正が行われた場合において、当該更正に係る法人税額に基づいて道府県知事が第五十五条第一項又は第三項の規定による更正をしたことに伴い、第十七条、第十九項又は第五十五条第五項の規定

に係る申告書を提出する義務がある法人に係るものに限る。 ) 又は前二項の規定により申告納付すべき法人税割額から控除するものとする。

10 (略)

11 道府県(二以上の道府県において事務所又は事業所を有する法人については、主たる事務所又は事業所の所在する道府県)は、法人税法第七十一条第一項(同法第七十二条第一項の規定が適用される場合に限る。)、第七十四条第一項、第一百零二条第一項又は第四百零一条第一項の規定によつて法人税の申告書を提出する義務がある法人が当該申告書に係る法人税額の課税標準の算定期間において、その支払を受ける利子等につき第四款の規定により利子割額(他の道府県において課されたものを含む。)を課されたときは、政令で定めるところにより、当該利子割額を当該法人が第一項、第二項、第七項又は第八項の規定により申告納付すべき当該算定期間に係る法人税割額から控除するものとする。

12 } 14 (略)

15 道府県は、当該道府県内に事務所又は事業所を有する法人について、租税条約の実施に伴う所得税法、法人税法及び地方税法の特例等に関する法律(昭和四十四年法律第四十六号)第七条第一項に規定する合意に基づき国税通則法第二十四条又は第二十六条の規定による更正が行われた場合において、当該更正に係る法人税額に基づいて道府県知事が第五十五条第一項又は第三項の規定による更正をしたことに伴い、第十七条、第十九項又は第五十五条第五項の規定

により還付することとなる金額（以下次項までにおいて「租税条約の実施に係る還付すべき金額」という。）が生ずるときは、当該更正があつた日が当該更正に係る更正の請求があつた日の翌日から起算して三月を経過した日以後である場合を除き、第十七条、第十七条の二、第十七条の四、第十九項及び第五十五条第五項の規定にかかわらず、租税条約の実施に係る還付すべき金額を当該更正の日の属する事業年度開始の日から一年以内に開始する各事業年度（当該更正を受けた法人が合併により消滅した場合には、その合併に係る合併法人の当該合併の日の翌日以後に終了する各事業年度を含む。）の法人税割額（法人税法第七十四条第一項の規定によつて申告書を提出すべき事業年度に係る法人税額を課税標準として算定した法人税割額（その法人税額の課税標準の算定期間において既に納付すべきことが確定している法人税割額がある場合には、これを控除した額）に限る。）から又は当該更正の日の属する計算期間開始の日から一年以内に開始する各計算期間の法人税割額（同法第八十二条の十第一項の規定によつて申告書を提出すべき計算期間に係る法人税額を課税標準として算定した法人税割額（その法人税額の課税標準の算定期間において既に納付すべきことが確定している法人税割額がある場合には、これを控除した額）に限る。）から順次控除するものとする。

16 前項に規定する国税通則法第二十四条又は第二十六条の規定による更正に伴い当該更正に係る事業年度後の各事業年度の法人税額又は当該更正に係る計算期間後の各計算期間の法人税額を減少させる

により還付することとなる金額（以下次項までにおいて「租税条約の実施に係る還付すべき金額」という。）が生ずるときは、当該更正があつた日が当該更正に係る更正の請求があつた日の翌日から起算して三月を経過した日以後である場合を除き、第十七条、第十七条の二、第十七条の四、第十九項及び第五十五条第五項の規定にかかわらず、租税条約の実施に係る還付すべき金額を当該更正の日の属する事業年度開始の日から一年以内に開始する各事業年度（当該更正を受けた法人が合併により消滅した場合には、その合併に係る合併法人の当該合併の日の翌日以後に終了する各事業年度を含む。）の法人税割額（法人税法第七十四条第一項の規定によつて申告書を提出すべき事業年度に係る法人税額を課税標準として算定した法人税割額（その法人税額の課税標準の算定期間において既に納付すべきことが確定している法人税割額がある場合には、これを控除した額）に限る。）から順次控除するものとする。

16 前項に規定する国税通則法第二十四条又は第二十六条の規定による更正に伴い当該更正に係る事業年度後の各事業年度の法人税額を減少させる更正があつた場合において、当該更正に係る法人税額に

更正があつた場合において、当該更正に係る法人税額に基づいて道府県知事が第五十五条第一項又は第三項の規定による更正をしたことに伴い、第十七条、第十九項又は第五十五条第五項の規定により還付することとなる金額が生ずるときは、当該金額は、租税条約の実施に係る還付すべき金額とみなして、前項の規定を適用する。

17・18 (略)

19 第十一項の規定により控除されるべき額で同項の法人（法人税法第七十四条第一項、第八十二条の十第一項、第二百一条第一項（同法第一百九条の規定の適用がある場合に限る。）又は第四百一条第一項の規定により法人税の申告書を提出する義務がある法人に限る。）の法人税割額の計算上控除しきれなかつた金額の記載が第十三項の申告書にあるときは、道府県は、政令で定めるところにより、当該法人に対しその控除しきれなかつた金額を還付し、又は当該法人の未納に係る地方団体の徴収金に充当するものとする。

20  
26 (略)

(法人等の道府県民税の更正及び決定)

第五十五条 (略)

2  
4 (略)

5 第五十三条第五項の規定は、第一項から第三項までの規定によつて更正し、又は決定した道府県民税額が、当該事業年度分又は計算期間分に係る道府県民税の中間納付額に満たない場合について準用する。

基づいて道府県知事が第五十五条第一項又は第三項の規定による更正をしたことに伴い、第十七条、第十九項又は第五十五条第五項の規定により還付することとなる金額が生ずるときは、当該金額は、租税条約の実施に係る還付すべき金額とみなして、前項の規定を適用する。

17・18 (略)

19 第十一項の規定により控除されるべき額で同項の法人（法人税法第七十四条第一項、第二百一条第一項（同法第一百九条の規定の適用がある場合に限る。）又は第四百一条第一項の規定により法人税の申告書を提出する義務がある法人に限る。）の法人税割額の計算上控除しきれなかつた金額の記載が第十三項の申告書にあるときは、道府県は、政令で定めるところにより、当該法人に対しその控除しきれなかつた金額を還付し、又は当該法人の未納に係る地方団体の徴収金に充当するものとする。

20  
26 (略)

(法人等の道府県民税の更正及び決定)

第五十五条 (略)

2  
4 (略)

5 第五十三条第五項の規定は、第一項から第三項までの規定によつて更正し、又は決定した道府県民税額が、当該事業年度分に係る道府県民税の中間納付額に満たない場合について準用する。

（国税徴収法の例による法人等の道府県民税に係る滞納処分に関する検査拒否等の罪）

第七十条（略）

#### 第四目 納税義務の承継等

（法人税法第八十二条の八第一項又は第八十二条の十第一項の申告書に係る法人税額を課税標準とする法人の道府県民税の納付義務の承継等）

第七十条の二 法人である特定信託（法人税法第二条第二十九号の三に規定する特定信託をいう。以下本項及び第四項において同じ。）の受託者の更迭があつた場合において、当該特定信託の信託事務の引継ぎ（以下本条において「特定信託事務の引継ぎ」という。）が行われたときは、当該特定信託事務の引継ぎを受けた法人は、当該特定信託事務の引継ぎをした法人に課されるべき、又は当該特定信託事務の引継ぎをした法人が納付すべき同法第八十二条の八第一項又は第八十二条の十第一項の申告書に係る法人税額を課税標準とする道府県民税の法人税割に係る地方団体の徴収金を納付しなければならない。

2 法人税法第八十二条の八第一項又は第八十二条の十第一項の申告書に係る法人税額を課税標準とする道府県民税の法人税割に係る地方団体の徴収金に係るこの法律又は行政不服審査法の規定による不

（国税徴収法の例による法人等の道府県民税に係る滞納処分に関する検査拒否等の罪）

第七十条（略）

（新設）

服申立てがされている場合において、当該不服申立てに係る不服申立てをした者について特定信託事務の引継ぎが行われたときは、当該特定信託事務の引継ぎを受けた法人は、不服申立てをした者の地位を承継する。

3 前項の場合において、不服申立てをした者の地位を承継した法人は、書面でその旨を当該不服申立てがされている道府県知事に届け出なければならない。この場合においては、届出書には、当該特定信託事務の引継ぎの事実を証する書面を添付しなければならない。

4 法人である特定信託の受託者の信託財産について法人税法第八十二条の八第一項又は第八十二条の十第一項の申告書に係る法人税額を課税標準とする道府県民税の法人税割に係る地方団体の徴収金につき滞納処分を執行した後、当該特定信託に係る特定信託事務の引継ぎが行われたときは、当該特定信託の信託財産につき滞納処分を続行することができる。

#### 第五目 犯則取締り

#### 第四款 利子等に係る道府県民税

(信託財産に係る利子等の課税の特例)

第七十一条の七 信託会社がその引き受けた合同運用信託又は特定投資信託以外の投資信託(所得税法第七十六条第二項に規定する特定投資信託以外の投資信託をいう。以下本条において同じ。)の信

#### 第四目 犯則取締

#### 第四款 利子等に係る道府県民税

(信託財産に係る利子等の課税の特例)

第七十一条の七 信託会社(金融機関の信託業務の兼営等に関する法律により同法第一条第一項に規定する信託業務を営む同項に規定する金融機関を含む。)がその引き受けた合同運用信託又は証券投資



託財産について徴収された利子割の額は、政令で定めるところにより、前二条の規定を適用した場合の当該合同運用信託又は特定投資信託以外の投資信託の収益の分配に係る利子割の額から控除する。

2 前項の規定により控除すべき合同運用信託又は特定投資信託以外の投資信託の信託財産について徴収された利子割の額は、当該合同運用信託又は特定投資信託以外の投資信託の収益の分配の額の計算上、当該収益の分配の額に加算する。

( 国外公社債等の利子等に係る外国税額控除 )

第七十一条の八 利子割の納税義務者が国外公社債等の利子等又は国外公募投資信託等の配当等につきその支払の際に所得税法第九十五条第一項に規定する外国所得税（政令で定めるものを含む。）を課された場合において、当該外国所得税の額が租税特別措置法第三条の三第四項又は第八条の三第四項第一号の規定により所得税の額から控除することとされた額を超えるときは、当該超える金額は、当該納税義務者の第七十一条の五及び第七十一条の六の規定を適用した場合の利子割の額を限度として当該利子割の額から控除するものとする。この場合において、当該納税義務者（個人に限る。）に対する第三十七条の二及び第三百十四条の七の規定の適用については、当該外国所得税の額は、ないものとする。

( 事業税と信託財産 )

第七十二条の三 信託財産について生ずる所得については、その所得

信託の信託財産について徴収された利子割の額は、政令で定めるところにより、前二条の規定を適用した場合の当該合同運用信託又は証券投資信託の収益の分配に係る利子割の額から控除する。

2 前項の規定により控除すべき合同運用信託又は証券投資信託の信託財産について徴収された利子割の額は、当該合同運用信託又は証券投資信託の収益の分配の額の計算上、当該収益の分配の額に加算する。

( 国外公社債等の利子等に係る外国税額控除 )

第七十一条の八 利子割の納税義務者が国外公社債等の利子等又は国外公募証券投資信託の配当等につきその支払の際に所得税法第九十五条第一項に規定する外国所得税（政令で定めるものを含む。）を課された場合において、当該外国所得税の額が租税特別措置法第三条の三第四項又は第八条の三第四項第一号の規定により所得税の額から控除することとされた額を超えるときは、当該超える金額は、当該納税義務者の第七十一条の五及び第七十一条の六の規定を適用した場合の利子割の額を限度として当該利子割の額から控除するものとする。この場合において、当該納税義務者（個人に限る。）に対する第三十七条の二及び第三百十四条の七の規定の適用については、当該外国所得税の額は、ないものとする。

( 事業税と信託財産 )

第七十二条の三 信託財産について生ずる所得については、その所得

を信託の利益として受けるべき受益者が信託財産を所有するものとみなして、事業税を課する。ただし、合同運用信託（信託会社（金融機関の信託業務の兼営等に関する法律により同法第一条第一項に規定する信託業務を営む同項に規定する金融機関を含む。）が引き受けた金銭信託で共同しない多数の委託者の信託財産を合同して運用するもの（投資信託及び投資法人に関する法律第二条第二項に規定する委託者非指図型投資信託及びこれに類する外国投資信託（同法第二十八項に規定する外国投資信託をいう。以下本項において同じ。）を除く。）をいう。）、投資信託（投資信託及び投資法人に関する法律第二条第三項に規定する投資信託及び外国投資信託をいう。）、特定目的信託（資産の流動化に関する法律第二条第十二項に規定する特定目的信託をいう。）、法人税法第三十七条第五項に規定する特定公益信託又は同法第八十四条第一項に規定する適格退職年金契約、厚生年金基金契約、勤労者財産形成給付契約若しくは勤労者財産形成基金給付契約若しくは国民年金基金若しくは国民年金基金連合会の締結した国民年金法第二百二十八条第三項若しくは第三百三十七条の十五第四項に規定する契約に係る信託の信託財産について生ずる所得については、この限りでない。

2（略）

（法人の事業税の課税標準）

第七十二条の十二 法人の行う事業に対する事業税の課税標準は、電気供給業、ガス供給業、生命保険業及び損害保険業にあつては各事

を信託の利益として受けるべき受益者が信託財産を所有するものとみなして、事業税を課する。ただし、合同運用信託（信託会社（金融機関の信託業務の兼営等に関する法律により同法第一条第一項に規定する信託業務を営む同項に規定する金融機関を含む。）が引き受けた金銭信託で共同しない多数の委託者の信託財産を合同して運用するものをいう。）、証券投資信託（証券投資信託及び証券投資法人に関する法律第一条第一項に規定する証券投資信託及び同法第十九項に規定する外国証券投資信託をいう。）、法人税法第三十七条第五項に規定する特定公益信託又は同法第八十四条第一項に規定する適格退職年金契約、厚生年金基金契約、勤労者財産形成給付契約若しくは勤労者財産形成基金給付契約若しくは国民年金基金若しくは国民年金基金連合会の締結した国民年金法第二百二十八条第三項若しくは第三百三十七条の十五第四項に規定する契約に係る信託の信託財産について生ずる所得については、この限りでない。

2（略）

（法人の事業税の課税標準）

第七十二条の十二 法人の行う事業に対する事業税の課税標準は、電気供給業、ガス供給業、生命保険業及び損害保険業にあつては各事

業年度の収入金額、特定信託（法人税法第二条第二十九号の三に規定する特定信託をいう。以下本節において同じ。）の受託者である法人が行つ信託業にあつては各事業年度の所得及び各特定信託の各計算期間の所得並びに清算所得、その他の事業にあつては各事業年度の所得及び清算所得による。

（事業年度等）

第七十二条の十三（略）

2～8（略）

9 本節において、「計算期間」とは、特定信託の契約又は当該契約に係る約款に定める信託の計算期間をいう。

10 計算期間が一年を超える場合（政令で定める場合を除く。）においては、本節の規定の適用については、計算期間開始の日から一年ごとに区分した期間（最後に一年未満の期間を生じたときは、当該期間）をそれぞれ一計算期間とみなす。この場合において、特定信託の契約又は当該契約に係る約款に定める信託の最初の計算期間の~~み~~が一年を超え、かつ、二年に満たないものであるときは、当該計算期間については、その開始の日から当該計算期間の末日の一年前までの期間と同日の翌日から当該計算期間の末日までの期間をそれぞれ当該特定信託の一計算期間とみなす。

11 特定信託以外の信託が特定信託に該当することとなつた場合においては、本節の規定の適用については、その該当することとなつた日から当該特定信託に該当することとなつた信託の契約又は当該信

業年度の収入金額、その他の事業にあつては各事業年度の所得及び清算所得による。

（事業年度）

第七十二条の十三（略）

2～8（略）

（新設）

（新設）

（新設）

託契約に係る約款に定める信託の計算期間の末日までの期間（当該期間が一年を超える場合には、当該期間をその開始の日以後一年ごととに区分した各期間）（最後に一年未満の期間を生じたときは、その一年未満の期間）とする。）を一計算期間とみなす。

12 特定信託がその計算期間の中途において終了した場合においては、本節の規定の適用については、その計算期間開始の日から当該終了の日までの期間を一計算期間とみなす。

13 特定信託がその計算期間の中途において特定信託に該当しないこととなつた場合においては、本節の規定の適用については、その計算期間開始の日からその該当しないこととなつた日までの期間を一計算期間とみなす。

（法人の事業税の課税標準の算定の方法）

第七十二条の十四（略）

2 第七十二条の十二の各特定信託の各計算期間の所得は、各特定信託の各計算期間の益金の額から損金の額を控除した金額によるものとし、この法律又は政令で特別の定めをする場合を除くほか、当該各特定信託の各計算期間の法人税の課税標準である所得の計算の例によつて算定する。

3 7（略）

（事業税の標準税率等）

第七十二条の二十二 法人の行う事業に対する事業税の標準税率は、

（新設）

（新設）

（法人の事業税の課税標準の算定の方法）

第七十二条の十四（略）

（新設）

2 6（略）

（事業税の標準税率等）

第七十二条の二十二 法人の行う事業に対する事業税の標準税率は、

次の各号に掲げる区分に従い、それぞれ当該各号に定めるものとする。

一 電気供給業、ガス供給業、生命保険業又は損害保険業を行う法人 各事業年度の収入金額の百分の一・五

二 特定信託の受託者である信託業を行う法人

特別法人

各事業年度の所得のうち年四百万円以下の金額及び各特定信託の各計算期間の所得のうち年四百万円以下の金額の百分の五・六

各事業年度の所得のうち年四百万円を超える金額及び各特定信託の各計算期間の所得のうち年四百万円を超える金額並びに清算所得の百分の七・五

その他の法人

各事業年度の所得のうち年四百万円以下の金額及び各特定信託の各計算期間の所得のうち年四百万円以下の金額の百分の五・六

各事業年度の所得のうち年四百万円を超え年八百万円以下の金額及び各特定信託の各計算期間の所得のうち年四百万円を超え年八百万円以下の金額の百分の八・四

各事業年度の所得のうち年八百万円を超える金額及び各特定信託の各計算期間の所得のうち年八百万円を超える金額並びに清算所得の百分の十一

三 その他の事業を行う法人

特別法人 各事業年度の所得のうち年四百万円以下の金額の百分

次の各号に掲げる区分に従い、それぞれ当該各号に定めるものとする。

一 電気供給業、ガス供給業、生命保険業又は損害保険業を行う法人 収入金額の百分の一・五

(新設)

二 その他の事業を行う法人

特別法人 所得のうち年四百万円以下の金額の百分の五・六

の五・六

各事業年度の所得のうち年四百万円を超える金額及び清算所得の百分の七・五

その他の法人 各事業年度の所得のうち年四百万円以下の金額の百分の五・六

各事業年度の所得のうち年四百万円を超え年八百万円以下の金額の百分の八・四

各事業年度の所得のうち年八百万円を超える金額及び清算所得の百分の十一

2 二以上の道府県において事務所又は事業所を設けて事業を行う法人の前項の各事業年度の所得又は各特定信託の各計算期間の所得は、第七十二条の四十八の規定により関係道府県に分割される前の各事業年度の所得又は各特定信託の各計算期間の所得によるものとし、三以上の道府県において事務所又は事業所を設けて事業を行う法人で資本の金額又は出資金額が千万円以上のものが行う事業に対する事業税の標準税率は、同項第二号又は第三号の規定にかかわらず、特別法人にあつては各事業年度の所得、各特定信託の各計算期間の所得及び清算所得の百分の七・五とし、その他の法人にあつては各事業年度の所得、各特定信託の各計算期間の所得及び清算所得の百分の十一とする。

3 事業年度が一年に満たない場合又は各特定信託の計算期間が一年に満たない場合における第一項第二号又は第三号の規定の適用については、同項第二号中「各事業年度の所得のうち年四百万円」とあ

所得のうち年四百万円を超える金額及び清算所得の百分の七・五

その他の法人 所得のうち年四百万円以下の金額の百分の五・六

所得のうち年四百万円を超え年八百万円以下の金額の百分の八・四

所得のうち年八百万円を超える金額及び清算所得の百分の十一

2 二以上の道府県において事務所又は事業所を設けて事業を行う法人の前項の所得は、第七十二条の四十八の規定により関係道府県に分割される前の所得によるものとし、三以上の道府県において事務所又は事業所を設けて事業を行う法人で資本の金額又は出資金額が千万円以上のものが行う事業に対する事業税の標準税率は、同項第二号の規定にかかわらず、特別法人にあつては所得及び清算所得の百分の七・五とし、その他の法人にあつては所得及び清算所得の百分の十一とする。

3 事業年度が一年に満たない法人に対する第一項第二号の規定の適用については、同号中「年四百万円」とあるのは「四百万円に当該事業年度の月数を乗じて得た額を十二で除して計算した金額」とし

- るのは「各事業年度の所得のうち四百万円に当該事業年度の月数を乗じて得た額を十二で除して計算した金額」と、「各計算期間の所得のうち年四百万円」とあるのは「各計算期間の所得のうち四百万円に当該計算期間の月数を乗じて得た額を十二で除して計算した金額」と、「年八百万円以下の金額及び」とあるのは「八百万円に当該事業年度の月数を乗じて得た額を十二で除して計算した金額以下の金額及び」と、「年八百万円以下の金額の」とあるのは「八百万円に当該計算期間の月数を乗じて得た額を十二で除して計算した金額以下の金額の」と、「各事業年度の所得のうち年八百万円」とあるのは「各事業年度の所得のうち八百万円に当該事業年度の月数を乗じて得た額を十二で除して計算した金額」と、「各計算期間の所得のうち年八百万円」とあるのは「各計算期間の所得のうち八百万円に当該計算期間の月数を乗じて得た額を十二で除して計算した金額」とし、同項第三号中「年四百万円」とあるのは「四百万円に当該事業年度の月数を乗じて得た額を十二で除して計算した金額」と、「年八百万円」とあるのは「八百万円に当該事業年度の月数を乗じて得た額を十二で除して計算した金額」とする。第七十二条の十八第三項の規定は、この場合における月数の計算について準用する。
- 4 第一項第二号及び第三号の「特別法人」とは、次に掲げる法人をいう。
- 一、十一（略）
- 5 第二項の規定を適用する場合において、三以上の道府県において

- 、「年八百万円」とあるのは「八百万円に当該事業年度の月数を乗じて得た額を十二で除して計算した金額」とする。第七十二条の十八第三項の規定は、この場合における月数の計算について準用する。
- 4 第一項第二号の「特別法人」とは、次に掲げる法人をいう。
- 一、十一（略）
- 5 第二項の規定を適用する場合において、三以上の道府県において

事務所又は事業所を設けて事業を行う法人で資本の金額又は出資金額が千万円以上のものであるかどうかの判定は、各事業年度の所得（清算中の各事業年度の所得を除く。）又は各特定信託の各計算期間の所得を課税標準とする事業税にあつては、各事業年度又は各計算期間の終了の日（第七十二条の二十六第一項ただし書又は第七十二条の四十八第二項ただし書の規定により申告納付すべき事業税にあつては、その事業年度又は計算期間の開始の日から六月の期間の末日）の現況によるものとし、法人が解散し、又は合併により消滅した場合における清算所得（清算中の各事業年度の所得を含む。）を課税標準とする事業税にあつては、その解散又は合併の日の現況によるものとする。

6～9（略）

（法人の事業税の税率の適用区分）

第七十二条の二十三 法人の行う事業に対する事業税の税率は、各事業年度の所得又は収入金額（第七十二条の五第一項各号に掲げる法人、人格のない社団等及び外国法人以外の法人の清算中の各事業年度の所得又は収入金額を除く。）を課税標準とするものにあつては各事業年度終了の日現在における税率、各特定信託の各計算期間の所得を課税標準とするものにあつては各計算期間終了の日現在における税率、法人が解散し、又は合併により消滅した場合における清算所得（第七十二条の五第一項各号に掲げる法人、人格のない社団等及び外国法人以外の法人の清算中の各事業年度の所得又は収入金

事務所又は事業所を設けて事業を行なう法人で資本の金額又は出資金額が千万円以上のものであるかどうかの判定は、各事業年度の所得（清算中の各事業年度の所得を除く。）を課税標準とする事業税にあつては、各事業年度の終了の日（第七十二条の二十六第一項ただし書又は第七十二条の四十八第二項ただし書の規定により申告納付すべき事業税にあつては、その事業年度開始の日から六月の期間の末日）の現況によるものとし、法人が解散し、又は合併により消滅した場合における清算所得（清算中の各事業年度の所得を含む。）を課税標準とする事業税にあつては、その解散又は合併の日の現況によるものとする。

6～9（略）

（法人の事業税の税率の適用区分）

第七十二条の二十三 法人の行う事業に対する事業税の税率は、各事業年度の所得又は収入金額（第七十二条の五第一項各号に掲げる法人、人格のない社団等及び外国法人以外の法人の清算中の各事業年度の所得又は収入金額を除く。）を課税標準とするものにあつては各事業年度終了の日現在における税率、法人が解散し、又は合併により消滅した場合における清算所得（第七十二条の五第一項各号に掲げる法人、人格のない社団等及び外国法人以外の法人の清算中の各事業年度の所得又は収入金額を含む。）を課税標準とするものにあつては解散又は合併の日現在における税率による。ただし、第七



額を含む。)を課税標準とするものにあつては解散又は合併の日現在における税率による。ただし、第七十二条の二十六第一項ただし書又は第七十二条の四十八第二項ただし書の規定により申告納付すべき事業税にあつては当該事業年度又は計算期間の開始の日から六月の期間の末日現在における税率による。

(租税条約の実施に係る更正に伴う事業税額の控除)

第七十二条の二十三の四 事業を行う法人について、租税条約の実施に伴う所得税法、法人税法及び地方税法の特例等に関する法律第七条第一項に規定する合意に基づき国税通則法第二十四条又は第二十六条の規定による更正が行われた場合において、当該更正に係る法人税の所得に基づいて道府県知事が第七十二条の三十九第一項若しくは第三項又は第七十二条の四十一第一項若しくは第三項の規定による更正をしたことに伴い、第十七条、第七十二条の三十九第四項又は第七十二条の四十一第五項の規定により還付することとなる金額(以下次項までにおいて、「租税条約の実施に係る還付すべき金額」という。)が生ずるときは、当該更正があつた日が当該更正に係る更正の請求があつた日の翌日から起算して三月を経過した日以後である場合を除き、第十七条、第十七条の二、第十七条の四、第七十二条の三十九第四項及び第七十二条の四十一第五項の規定にかかわらず、租税条約の実施に係る還付すべき金額は、当該更正の日の属する事業年度開始の日から一年以内に開始する各事業年度(当該更正を受けた法人が合併により消滅した場合には、その合併に係る

第十二条の二十六第一項ただし書又は第七十二条の四十八第二項ただし書の規定により申告納付すべき事業税にあつては当該事業年度開始の日から六月の期間の末日現在における税率による。

(租税条約の実施に係る更正に伴う事業税額の控除)

第七十二条の二十三の四 事業を行う法人について、租税条約の実施に伴う所得税法、法人税法及び地方税法の特例等に関する法律第七条第一項に規定する合意に基づき国税通則法第二十四条又は第二十六条の規定による更正が行われた場合において、当該更正に係る法人税の所得に基づいて道府県知事が第七十二条の三十九第一項若しくは第三項又は第七十二条の四十一第一項若しくは第三項の規定による更正をしたことに伴い、第十七条、第七十二条の三十九第四項又は第七十二条の四十一第五項の規定により還付することとなる金額(以下次項までにおいて、「租税条約の実施に係る還付すべき金額」という。)が生ずるときは、当該更正があつた日が当該更正に係る更正の請求があつた日の翌日から起算して三月を経過した日以後である場合を除き、第十七条、第十七条の二、第十七条の四、第七十二条の三十九第四項及び第七十二条の四十一第五項の規定にかかわらず、租税条約の実施に係る還付すべき金額は、当該更正の日の属する事業年度開始の日から一年以内に開始する各事業年度(当該更正を受けた法人が合併により消滅した場合には、その合併に係る

合併法人の当該合併の日の翌日以後に終了する各事業年度を含む。  
（の所得について第七十二条の二十五の規定によつて納付すべき事業税額若しくは第七十二条の二十八の規定によつて納付すべき事業税額から又は当該更正の日の属する計算期間開始の日から一年以内に開始する各特定信託の各計算期間の所得について第七十二条の二十五の規定によつて納付すべき事業税額若しくは第七十二条の二十八の規定によつて納付すべき事業税額から順次控除するものとする。

2 前項に規定する第七十二条の三十九第一項若しくは第三項又は第七十二条の四十一第一項若しくは第三項の規定による更正に伴い当該更正に係る事業年度後の各事業年度の所得又は当該更正に係る計算期間後の各計算期間の所得を減少させる更正があつた場合において、当該更正により第十七条、第七十二条の三十九第四項又は第七十二条の四十一第五項の規定により還付することとなる金額が生ずるときは、当該金額は、租税条約の実施に係る還付すべき金額とみなして、前項の規定を適用する。

3～5（略）

（中間申告を要しない法人の事業税の申告納付）

第七十二条の二十五 事業を行う法人は、次条の規定に該当する場合を除くほか、各事業年度の所得若しくは収入金額又は各特定信託の各計算期間の所得に対する事業税を各事業年度又は各計算期間終了の日から二月以内（外国法人が第七十二条の九第一項に規定する納

合併法人の当該合併の日の翌日以後に終了する各事業年度を含む。  
（の所得について第七十二条の二十五の規定によつて納付すべき事業税額又は第七十二条の二十八の規定によつて納付すべき事業税額から順次控除するものとする。

2 前項に規定する第七十二条の三十九第一項若しくは第三項又は第七十二条の四十一第一項若しくは第三項の規定による更正に伴い当該更正に係る事業年度後の各事業年度の所得を減少させる更正があつた場合において、当該更正により第十七条、第七十二条の三十九第四項又は第七十二条の四十一第五項の規定により還付することとなる金額が生ずるときは、当該金額は、租税条約の実施に係る還付すべき金額とみなして、前項の規定を適用する。

3～5（略）

（中間申告を要しない法人の事業税の申告納付）

第七十二条の二十五 事業を行う法人は、次条の規定に該当する場合を除くほか、各事業年度の所得又は収入金額に対する事業税を各事業年度終了の日から二月以内（外国法人が第七十二条の九第一項に規定する納税管理人を定めないうちこの法律の施行地に事務所又は事

税管理人を定めないのでこの法律の施行地に事務所又は事業所を有しないこととなる場合（同条第二項の認定を受けた場合を除く。）においては、当該事業年度終了の日から二月を経過した日の前日と当該事務所又は事業所を有しないこととなる日とのいずれか早い日まで。第七十二条の二十八第一項において同じ。）に、確定した決算に基づき、事務所又は事業所所在の道府県に申告納付しなければならぬ。

2 前項の場合において、同項の法人（外国法人で第七十二条の九第一項に規定する納税管理人を定めないのでこの法律の施行地に事務所又は事業所を有しないこととなるもの（同条第二項の認定を受けたものを除く。）を除く。次項において同じ。）が、災害その他やむを得ない理由（次項に規定する理由を除く。）によつて決算が確定しないため、各事業年度の所得又は収入金額に対する事業税をそれぞれ前項の期間内に申告納付することができない場合においては、事務所又は事業所所在の道府県知事（二以上の道府県において事務所又は事業所を設けて事業を行う法人にあつては、主たる事務所又は事業所所在地の道府県知事）の承認を受け、その指定した日までに申告納付することができる。

3・4 （略）

5 第一項の場合において、事務所又は事業所所在の道府県知事に提出すべき申告書には、事業の種類、当該事業年度又は計算期間中に有していた事務所又は事業所の名称及び所在地、所得又は収入金額、事業税額その他必要な事項を記載するとともに、これに所得に

業所を有しないこととなる場合（同条第二項の認定を受けた場合を除く。）においては、当該事業年度終了の日から二月を経過した日の前日と当該事務所又は事業所を有しないこととなる日とのいずれか早い日まで。第七十二条の二十八第一項において同じ。）に、確定した決算に基づき、事務所又は事業所所在の道府県に申告納付しなければならぬ。

2 前項の場合において、同項の法人（外国法人で第七十二条の九第一項に規定する納税管理人を定めないのでこの法律の施行地に事務所又は事業所を有しないこととなるもの（同条第二項の認定を受けたものを除く。）を除く。次項において同じ。）が、災害その他やむを得ない理由（次項に規定する理由を除く。）によつて決算が確定しないため、前項の期間内に申告納付することができない場合においては、事務所又は事業所所在の道府県知事（二以上の道府県において事務所又は事業所を設けて事業を行う法人にあつては、主たる事務所又は事業所所在の道府県知事）の承認を受け、その指定した日までに申告納付することができる。

3・4 （略）

5 第一項の場合において、事務所又は事業所所在の道府県知事に提出すべき申告書には、事業の種類、当該事業年度中に有していた事務所又は事業所の名称及び所在地、所得又は収入金額、事業税額その他必要な事項を記載するとともに、これに所得に対する事業税

対する事業税を申告納付すべき法人にあつては当該事業年度の所得又は当該計算期間の所得に関する計算書を、収入金額に対する事業税を申告納付すべき法人にあつては当該事業年度の収入金額に関する計算書並びに貸借対照表及び損益計算書（貸借対照表又は損益計算書を作成することを要しない法人にあつては、これらに準ずるもの）を添付しなければならない。申告書及び計算書の様式は、自治省令で定める。

6 事業を行う法人は、各事業年度又は各計算期間について納付すべき事業税額がない場合においても、前各項の規定に準じて申告書を提出しなければならない。

7～9（略）

（事業年度等の期間が六月を超える法人の中間申告納付）

第七十二条の二十六 事業を行う法人は、事業年度（新たに設立された内国法人のうち合併により設立されたもの以外のものの設立後最初の事業年度又は法人税法第百四十一条第一号から第三号までに掲げる外国法人に該当する法人のこれらの号に掲げる外国法人のいずれかに該当することとなつた日の属する事業年度を除く。）が六月を超える場合又は各特定信託の各計算期間が六月を超える場合（政令で定める場合を除く。）には、当該事業年度又は計算期間の開始の日から六月を経過した日の前日までに当該事業年度の前事業年度又は当該計算期間の前計算期間の事業税として納付した税額及び納付すべきことが確定した税額の合計額を当該事業年度の前事業年度

を申告納付すべき法人にあつては当該事業年度の所得に関する計算書を、収入金額に対する事業税を申告納付すべき法人にあつては当該事業年度の収入金額に関する計算書並びに貸借対照表及び損益計算書（貸借対照表又は損益計算書を作成することを要しない法人にあつては、これらに準ずるもの）を添付しなければならない。申告書及び計算書の様式は、自治省令で定める。

6 事業を行う法人は、各事業年度について納付すべき事業税額がない場合においても、前各項の規定に準じて申告書を提出しなければならない。

7～9（略）

（事業年度の期間が六月をこえる法人の中間申告納付）

第七十二条の二十六 事業を行う法人で事業年度（新たに設立された内国法人のうち合併により設立されたもの以外のものの設立後最初の事業年度又は法人税法第百四十一条第一号から第三号までに掲げる外国法人に該当する法人のこれらの号に掲げる外国法人のいずれかに該当することとなつた日の属する事業年度を除く。）が六月をこえるものは、当該事業年度開始の日から六月を経過した日の前日までに前事業年度の事業税として納付した税額及び納付すべきことが確定した税額の合計額を前事業年度の月数で除して得た額の六倍の額に相当する額の事業税を当該事業年度開始の日から六月を経過した日から二月以内に、事務所又は事業所所在の道府県に申告納付

又は当該計算期間の前計算期間の月数で除して得た額の六倍の額に相当する額の事業税を当該事業年度又は計算期間開始の日から六月を経過した日から二月以内に、事務所又は事業所所在地の道府県に申告納付しなければならない。ただし、当該法人は、当該事業年度開始の日から六月の期間を一事業年度とみなして第七十二条の十二、第七十二条の十四第一項、第五項、第六項若しくは第七項、第七十二条の十五又は第七十二条の二十の規定により当該期間の所得又は収入金額を計算したときは、当該所得又は収入金額に対する事業税額を申告納付することができる。

2・3 (略)

4 第一項の場合において、事務所又は事業所所在地の道府県知事に提出すべき申告書には、事業の種類、当該事業年度又は計算期間の開始の日から六月を経過した日の前日までの期間中に有していた事務所又は事業所の名称及び所在地、申告納付すべき事業税額その他必要な事項を記載し、これに同項ただし書の規定によつて申告納付する法人のうち、所得に対する事業税を申告納付すべきものにあつては当該事業年度開始の日から六月を経過した日の前日までの期間に係る所得に関する計算書を、収入金額に対する事業税を申告納付すべきものにあつては当該事業年度開始の日から六月を経過した日の前日までの期間に係る収入金額に関する計算書並びに当該期間終了の日における貸借対照表及び当該期間の損益計算書（貸借対照表又は損益計算書を作成することを要しない法人にあつては、これらに準ずるもの）を添付しなければならない。申告書及び計算書の様

しなければならない。但し、当該法人は、当該事業年度開始の日から六月の期間を一事業年度とみなして第七十二条の十二、第七十二条の十四第一項、第四項、第五項若しくは第六項、第七十二条の十五又は第七十二条の二十の規定により当該期間の所得又は収入金額を計算したときは、当該所得又は収入金額に対する事業税額を申告納付することができる。

2・3 (略)

4 第一項の場合において、事務所又は事業所所在地の道府県知事に提出すべき申告書には、事業の種類、当該事業年度開始の日から六月を経過した日の前日までの期間中に有していた事務所又は事業所の名称及び所在地、申告納付すべき事業税額その他必要な事項を記載し、これに同項ただし書の規定によつて申告納付する法人のうち、所得に対する事業税を申告納付すべきものにあつては当該事業年度開始の日から六月を経過した日の前日までの期間に係る所得に関する計算書を、収入金額に対する事業税を申告納付すべきものにあつては当該事業年度開始の日から六月を経過した日の前日までの期間に係る収入金額に関する計算書並びに当該期間終了の日における貸借対照表及び当該期間の損益計算書（貸借対照表又は損益計算書を作成することを要しない法人にあつては、これらに準ずるもの）を添付しなければならない。申告書及び計算書の様式は、自治省令

式は、自治省令で定める。

5・6 (略)

7 法人税法第七十一条第一項ただし書又は第八十二条の八第一項ただし書の規定により法人税の中間申告書を提出することを要しない法人は、第一項の規定による各事業年度の所得又は各特定信託の各計算期間の所得に対する事業税を申告納付することを要しない。ただし、収入金額に対する事業税を申告納付すべき法人については、この限りでない。

8 (略)

(中間申告を要する法人の確定申告納付)

第七十二条の二十八 事業を行う法人は、第七十二条の二十六の規定に該当する場合には、当該事業年度又は計算期間終了の日から二月以内に、確定した決算に基づき、当該事業年度の所得若しくは収入金額又は当該計算期間の所得に対する事業税を事務所又は事業所在の道府県に申告納付しなければならない。この場合において、当該法人の納付すべき事業税額は、当該法人が当該申告書に記載した事業税額から第七十二条の二十六の規定による申告書に記載した事業税額又は同条第五項の規定によつて申告書の提出があつたとみなされる場合において納付すべき事業税額を控除した金額に相当する事業税額とする。ただし、法人が第七十二条の二十六に規定する申告書を提出した場合において、本項の規定により申告納付すべき期限までに第七十二条の三十三第二項若しくは第三項の規定に

で定める。

5・6 (略)

7 法人税法第七十一条第一項ただし書の規定により法人税の中間申告書を提出することを要しない法人は、第一項の規定による申告納付をすることを要しない。ただし、収入金額に対する事業税を申告納付すべき法人については、この限りでない。

8 (略)

(中間申告を要する法人の確定申告納付)

第七十二条の二十八 事業を行う法人は、第七十二条の二十六の規定に該当する場合には、当該事業年度終了の日から二月以内に、確定した決算に基づき、当該事業年度の所得又は収入金額に対する事業税を事務所又は事業所在の道府県に申告納付しなければならない。この場合において、当該法人の納付すべき事業税額は、当該法人が当該申告書に記載した事業税額から第七十二条の二十六の規定による申告書に記載した事業税額又は同条第五項の規定によつて申告書の提出があつたとみなされる場合において納付すべき事業税額を控除した金額に相当する事業税額とする。ただし、法人が第七十二条の二十六に規定する申告書を提出した場合において、本項の規定により申告納付すべき期限までに第七十二条の三十三第二項若しくは第三項の規定による修正申告書の提出があつたとき、又は

よる修正申告書の提出があつたとき、又は第七十二条の三十九第一項若しくは第三項若しくは第七十二条の四十一第一項若しくは第三項の規定による更正があつたときは、当該法人が本項の規定による申告書に記載した事業税額から控除すべき事業税額は、当該第七十二条の二十六に規定する申告書に記載した事業税額、当該修正申告により増加した事業税額及び当該更正に係る第七十二条の四十四第一項の不足税額の合計額とする。

2 (略)

3 事業を行う法人は、第一項の事業年度又は計算期間について納付すべき事業税額がない場合においても、前二項の規定に準じて申告書を提出しなければならない。

4 (略)

(清算中の法人の各事業年度の申告納付)

第七十二条の二十九 清算中の法人は、その清算中に事業年度(残余財産の確定の日の属する事業年度を除く。)が終了した場合においては、当該事業年度の所得又は収入金額を解散していない法人の所得又は収入金額とみなして、当該事業年度につき第七十二条の十二、第七十二条の十四第一項、第五項、第六項若しくは第七項、第七十二条の十五、第七十二条の二十又は第七十二条の二十二第一項若しくは第二項(清算所得に係る部分を除く。)の規定により当該事業年度の所得又は収入金額及びこれらに対する事業税額を計算し、その税額があるときは、当該事業年度終了の日から二月以内(当該

第七十二条の三十九第一項若しくは第三項若しくは第七十二条の四十一第一項若しくは第三項の規定による更正があつたときは、当該法人が本項の規定による申告書に記載した事業税額から控除すべき事業税額は、当該第七十二条の二十六に規定する申告書に記載した事業税額、当該修正申告により増加した事業税額及び当該更正に係る第七十二条の四十四第一項の不足税額の合計額とする。

2 (略)

3 事業を行う法人は、第一項の事業年度について納付すべき事業税額がない場合においても、前二項の規定に準じて申告書を提出しなければならない。

4 (略)

(清算中の法人の各事業年度の申告納付)

第七十二条の二十九 清算中の法人は、その清算中に事業年度(残余財産の確定の日の属する事業年度を除く。)が終了した場合においては、当該事業年度の所得又は収入金額を解散していない法人の所得又は収入金額とみなして、当該事業年度につき第七十二条の十二、第七十二条の十四第一項、第四項、第五項若しくは第六項、第七十二条の十五、第七十二条の二十又は第七十二条の二十二第一項若しくは第二項(清算所得に係る部分を除く。)の規定により当該事業年度の所得又は収入金額及びこれらに対する事業税額を計算し、その税額があるときは、当該事業年度終了の日から二月以内(当該

期間内に残余財産の最後の分配が行われるときは、その行われる日の前日まで）に当該所得又は収入金額に対する事業税を事務所又は事業所所在の道府県に申告納付しなければならない。ただし、清算所得に対する事業税を申告納付すべき法人が当該申告書に係る清算中の事業年度の期間中に残余財産のうち解散当時の資本金額等（その解散の時からその分配をしようとする時までの間に生じた法人税法第二条第十八号に規定する利益積立金額がある場合には、当該利益積立金額を含む。以下本項及び次条第一項において同じ。）を超える部分を分配している場合においては、その納付すべき事業税額は、当該法人が申告納付すべき事業税額からその解散当時の資本金額等を超える部分の金額（当該事業年度の期間中に二回以上解散当時の資本金額等を超える残余財産の一部の分配をしているときは、当該解散当時の資本金額等を超える金額の合計額）について既に納付すべきことが確定した税額に相当する事業税額を控除した事業税額とする。

2 4 (略)

(法人の事業税の期限後申告及び修正申告納付)

第七十二条の三十三 (略)

2 (略)

3 第七十二条の二十五から前条まで又は第一項の規定によつて申告書を提出した法人で所得及び清算所得に対する事業税を申告納付すべきものは、前項の規定によるほか、当該申告に係る事業税の計算

期間内に残余財産の最後の分配が行われるときは、その行われる日の前日まで）に当該所得又は収入金額に対する事業税を事務所又は事業所所在の道府県に申告納付しなければならない。但し、清算所得に対する事業税を申告納付すべき法人が当該申告書に係る清算中の事業年度の期間中に残余財産のうち解散当時の資本金額等（その解散の時からその分配をしようとする時までの間に生じた法人税法第二条第十八号に規定する利益積立金額がある場合には、当該利益積立金額を含む。以下本項及び次条第一項において同じ。）をこえる部分を分配している場合においては、その納付すべき事業税額は、当該法人が申告納付すべき事業税額からその解散当時の資本金額等をこえる部分の金額（当該事業年度の期間中に二回以上解散当時の資本金額等をこえる残余財産の一部の分配をしているときは、当該解散当時の資本金額等をこえる金額の合計額）についてすでに納付すべきことが確定した税額に相当する事業税額を控除した事業税額とする。

2 4 (略)

(法人の事業税の期限後申告及び修正申告納付)

第七十二条の三十三 (略)

2 (略)

3 第七十二条の二十五から前条まで又は第一項の規定によつて申告書を提出した法人で所得及び清算所得に対する事業税を申告納付すべきものは、前項の規定による外、当該申告に係る事業税の計算の



の基礎となつた事業年度（清算所得については、その算定の期間。以下次条第二項、第七十二条の三十九及び第七十二条の四十において同じ。）又は計算期間に係る法人税の課税標準について税務官署の更正又は決定を受けたときは、当該税務官署が当該更正又は決定の通知をした日から一月以内に、当該更正又は決定に係る課税標準を基礎として、自治省令で定める様式による修正申告書を提出するとともに、その修正により増加した事業税額を納付しなければならない。

（更正の請求の特例）

第七十二条の三十三の二 第七十二条の二十五又は第七十二条の二十八の規定による申告書に記載すべき所得若しくは収入金額又は事業税額につき、前条第二項若しくは第三項の規定による修正申告書を提出し、又は第七十二条の三十九若しくは第七十二条の四十一の規定による更正若しくは決定を受けた法人は、当該修正申告書の提出又は当該更正若しくは決定に伴い、当該修正申告又は当該更正若しくは決定に係る事業年度後の事業年度分若しくは計算期間後の計算期間分の第七十二条の二十五又は第七十二条の二十八の規定による申告書に記載すべき所得若しくは収入金額又は事業税額が過大となる場合においては、当該修正申告書を提出した日又は当該更正若しくは決定の通知を受けた日から二月以内に限り、自治省令の定めるところにより、道府県知事に対し、当該所得若しくは収入金額又は事業税額につき、第二十條の九の三第一項の規定による更正の請求

基礎となつた事業年度（清算所得については、その算定の期間。以下次条第二項、第七十二条の三十九及び第七十二条の四十において同じ。）に係る法人税の課税標準について税務官署の更正又は決定を受けたときは、当該税務官署が当該更正又は決定の通知をした日から一月以内に、当該更正又は決定に係る課税標準を基礎として、自治省令で定める様式による修正申告書を提出するとともに、その修正に因り増加した事業税額を納付しなければならない。

（更正の請求の特例）

第七十二条の三十三の二 第七十二条の二十五又は第七十二条の二十八の規定による申告書に記載すべき所得若しくは収入金額又は事業税額につき、前条第二項若しくは第三項の規定による修正申告書を提出し、又は第七十二条の三十九若しくは第七十二条の四十一の規定による更正若しくは決定を受けた法人は、当該修正申告書の提出又は当該更正若しくは決定に伴い、当該修正申告又は当該更正若しくは決定に係る事業年度後の事業年度分の第七十二条の二十五又は第七十二条の二十八の規定による申告書に記載すべき所得若しくは収入金額又は事業税額が過大となる場合においては、当該修正申告書を提出した日又は当該更正若しくは決定の通知を受けた日から二月以内に限り、自治省令の定めるところにより、道府県知事に対し、当該所得若しくは収入金額又は事業税額につき、第二十條の九の三第一項の規定による更正の請求をすることができる。

をすることができる。

2 第七十二条の二十五から前条までの規定による申告書又は修正申告書を提出した法人で所得又は清算所得に対する事業税を申告納付すべきものが、当該申告又は修正申告に係る事業税の計算の基礎となつた事業年度又は計算期間に係る法人税の課税標準について国の税務官署の更正又は決定を受けたことに伴い、当該申告又は修正申告に係る所得若しくは清算所得又は事業税額が過大となる場合においては、国の税務官署が当該更正又は決定の通知をした日から二月以内に限り、自治省令の定めるところにより、道府県知事に対し、当該所得若しくは清算所得又は事業税額につき、第二十条の九の三第一項の規定による更正の請求をすることができる。

(法人税の更正、決定等に係る課税標準を基準とする法人の事業税の更正及び決定)

第七十二条の三十九 道府県知事は、事業を行う法人で事業税の納税義務があるもの(第七十二条の四十一第一項の規定に該当するものを除く。)が申告書又は修正申告書を提出した場合において、当該申告又は修正申告に係る事業税の課税標準である所得又は清算所得が、当該法人の当該事業税の計算の基礎となつた事業年度又は計算期間に係る法人税の申告若しくは修正申告又は更正若しくは決定において課税標準とされた所得又は清算所得(以下本条中「法人税の課税標準」という。)を基準として算定した事業税の課税標準である所得又は清算所得(以下本条中「事業税の基準課税標準」という

2 第七十二条の二十五から前条までの規定による申告書又は修正申告書を提出した法人で所得又は清算所得に対する事業税を申告納付すべきものが、当該申告又は修正申告に係る事業税の計算の基礎となつた事業年度に係る法人税の課税標準について国の税務官署の更正又は決定を受けたことに伴い、当該申告又は修正申告に係る所得若しくは清算所得又は事業税額が過大となる場合においては、国の税務官署が当該更正又は決定の通知をした日から二月以内に限り、自治省令の定めるところにより、道府県知事に対し、当該所得若しくは清算所得又は事業税額につき、第二十条の九の三第一項の規定による更正の請求をすることができる。

(法人税の更正、決定等に係る課税標準を基準とする法人の事業税の更正及び決定)

第七十二条の三十九 道府県知事は、事業を行う法人で事業税の納税義務があるもの(第七十二条の四十一第一項の規定に該当するものを除く。)が申告書又は修正申告書を提出した場合において、当該申告又は修正申告に係る事業税の課税標準である所得又は清算所得が、当該法人の当該事業税の計算の基礎となつた事業年度に係る法人税の申告若しくは修正申告又は更正若しくは決定において課税標準とされた所得又は清算所得(以下本条中「法人税の課税標準」という。)を基準として算定した事業税の課税標準である所得又は清算所得(以下本条中「事業税の基準課税標準」という。)と異なる

。 ) と異なることを発見したときは、当該事業税の基準課税標準により、当該申告又は修正申告に係る事業税の計算の基礎となつた所得又は清算所得及び事業税額を更正するものとし、申告書又は修正申告書に記載された事業税額の算定について誤りがあることを発見したときは、事業税額を更正するものとする。

2 道府県知事は、前項の法人が申告書を提出しなかつた場合(第七十二条の二十六第五項の規定により申告書の提出があつたものとみなされる場合を除く。)において、当該法人の当該事業年度又は計算期間に係る法人税の課税標準があるときは、当該法人税の課税標準を基準として、当該法人の事業税に係る所得又は清算所得及び事業税額を決定するものとする。

3・4 (略)

( 税務官署に対する更正又は決定の請求 )

第七十二条の四十 道府県知事は、次に掲げる場合においては、国の税務官署(以下「税務官署」という。)に対し、法人税に係る更正又は決定をすべき事由を記載した書類を添えて、その更正又は決定をすべき旨を請求することができる。この場合において、正当な事由がなくて当該税務官署が当該更正又は決定の請求を受けた日から三月以内に更正又は決定をしないときは、道府県知事は、当該税務官署を監督する税務官署に更正又は決定をすべき旨を請求することができる。

一 前条第一項の法人が申告書又は修正申告書を提出した場合にお

ことを発見したときは、当該事業税の基準課税標準により、当該申告又は修正申告に係る事業税の計算の基礎となつた所得又は清算所得及び事業税額を更正するものとし、申告書又は修正申告書に記載された事業税額の算定について誤りがあることを発見したときは、事業税額を更正するものとする。

2 道府県知事は、前項の法人が申告書を提出しなかつた場合(第七十二条の二十六第五項の規定により申告書の提出があつたものとみなされる場合を除く。)において、当該法人の当該事業年度に係る法人税の課税標準があるときは、当該法人税の課税標準を基準として、当該法人の事業税に係る所得又は清算所得及び事業税額を決定するものとする。

3・4 (略)

( 税務官署に対する更正又は決定の請求 )

第七十二条の四十 道府県知事は、左の各号に掲げる場合においては、国の税務官署(以下「税務官署」という。)に対し、法人税に係る更正又は決定をすべき事由を記載した書類を添えて、その更正又は決定をすべき旨を請求することができる。この場合において、正当な事由がなくて当該税務官署が当該更正又は決定の請求を受けた日から三月以内に更正又は決定をしないときは、道府県知事は、当該税務官署を監督する税務官署に更正又は決定をすべき旨を請求することができる。

一 前条第一項の法人が申告書又は修正申告書を提出した場合にお

いて、当該申告又は修正申告に係る所得又は清算所得が過少であると認められる法人の当該事業税の計算の基礎となつた事業年度又は計算期間に係る法人税の課税標準について当該申告書の提出期限から一年を経過した日（第十三条の二第一項各号の一に掲げる事由が発生した場合においては、その事由が発生した日）までに法人税に係る更正又は決定が行われないとき。

二 前条第一項の法人が申告書の提出期限までに申告書を提出しなかつた場合（第七十二条の二十六第五項の規定によつて申告書の提出があつたものとみなされる場合を除く。）において、当該法人の当該事業税の計算の基礎となつた事業年度又は計算期間に係る法人税の課税標準について当該法人が法人税法第七十四条（同法第一百四十五条において準用する場合を含む。）、第八十二条の十、第一百二条から第一百四条まで又は第一百六条の規定による申告書（これらに係る期限後申告書を含む。）を提出せず、かつ、当該法人の事業税に係る申告書の提出期限から一年を経過した日（第十三条の二第一項各号の一に掲げる事由が発生した場合においては、その事由が発生した日）までに法人税に係る決定が行われないとき。

三 道府県知事が前条の規定によつて同条第一項の法人の事業税に係る所得若しくは清算所得又は事業税額を更正し、又は決定した場合において、当該更正又は決定に係る所得又は清算所得が過少であると認められる法人の事業税の計算の基礎となつた事業年度又は計算期間に係る法人税の課税標準について当該法人の事業税

いて、当該申告又は修正申告に係る所得又は清算所得が過少であると認められる法人の当該事業税の計算の基礎となつた事業年度に係る法人税の課税標準について当該申告書の提出期限から一年を経過した日（第十三条の二第一項各号の一に掲げる事由が発生した場合においては、その事由が発生した日）までに法人税に係る更正又は決定が行われないとき。

二 前条第一項の法人が申告書の提出期限までに申告書を提出しなかつた場合（第七十二条の二十六第五項の規定によつて申告書の提出があつたものとみなされる場合を除く。）において、当該法人の当該事業税の計算の基礎となつた事業年度に係る法人税の課税標準について当該法人が法人税法第七十四条（同法第一百四十五条において準用する場合を含む。）、第一百二条から第一百四条まで又は第一百六条の規定による申告書（これらに係る期限後申告書を含む。）を提出せず、且つ、当該法人の事業税に係る申告書の提出期限から一年を経過した日（第十三条の二第一項各号の一に掲げる事由が発生した場合においては、その事由が発生した日）までに法人税に係る決定が行われないとき。

三 道府県知事が前条の規定によつて同条第一項の法人の事業税に係る所得若しくは清算所得又は事業税額を更正し、又は決定した場合において、当該更正又は決定に係る所得又は清算所得が過少であると認められる法人の事業税の計算の基礎となつた事業年度に係る法人税の課税標準について当該法人の事業税に係る所得若

に係る所得若しくは清算所得又は事業税額を更正し、又は決定した日から一年を経過した日（第十三条の二第一項各号の一に掲げる事由が発生した場合においては、その事由が発生した日）までに法人税に係る更正が行われなるとき。

2  
（略）

（二以上の道府県において事務所又は事業所を設けて事業を行う法人の申告納付等）

第七十二条の四十八 二以上の道府県において事務所又は事業所を設けて事業を行う法人が、第七十二条の二十五から第七十二条の三十二まで（第七十二条の二十六第五項を除く。）の規定によつて事業税を申告納付し、又は第七十二条の三十三第二項若しくは第三項の規定によつて修正申告納付する場合には、次項に該当する場合を除き、当該事業に係る課税標準額の総額（第七十二条の二十二第一項第二号又は第三号に掲げる法人で各事業年度の所得の総額又は各特定信託の各計算期間の所得の総額が年四百万円（当該法人の当該事業年度又は計算期間が一年に満たない場合には、第七十二条の二十二第三項の規定を適用して計算した金額。以下本項において同じ。）を超えるものにあつては、当該各事業年度の所得の総額又は各特定信託の各計算期間の所得の総額を年四百万円以下の金額と年四百万円を超え年八百万円（当該法人の当該事業年度又は計算期間が一年に満たない場合には、第七十二条の二十二第三項の規定を適用して計算した金額。以下本項において同じ。）以

しくは清算所得又は事業税額を更正し、又は決定した日から一年を経過した日（第十三条の二第一項各号の一に掲げる事由が発生した場合においては、その事由が発生した日）までに法人税に係る更正が行われなるとき。

2  
（略）

（二以上の道府県において事務所又は事業所を設けて事業を行う法人の申告納付等）

第七十二条の四十八 二以上の道府県において事務所又は事業所を設けて事業を行う法人が、第七十二条の二十五から第七十二条の三十二まで（第七十二条の二十六第五項を除く。）の規定によつて事業税を申告納付し、又は第七十二条の三十三第二項若しくは第三項の規定によつて修正申告納付する場合には、次項に該当する場合を除き、当該事業に係る課税標準額の総額（第七十二条の二十二第一項第二号に掲げる法人で所得に対する事業税を納付すべきもののうち、その所得の総額が年四百万円（当該法人の事業年度が一年に満たない場合には、第七十二条の二十二第三項の規定を適用して計算した金額。以下本項において同じ。）を超えるものにあつては、当該所得の総額を年四百万円以下の金額と年四百万円を超え年八百万円（当該法人の事業年度が一年に満たない場合には、第七十二条の二十二第三項の規定を適用して計算した金額。以下本項において同じ。）以下の部分の金額と年八百万円を超える部分の金額とにそれぞれ区分した金額とする。以下法人の行う事業に

下の部分の金額と年八百万円を超える部分の金額とにそれぞれ区分した金額とする。以下法人の行う事業に対する事業税について同じ。を関係道府県に分割し、その分割した額を課税標準として、関係道府県ごとに事業税額を算定し、これを関係道府県に申告納付し、又は修正申告納付しなければならぬ。この場合において、関係道府県知事に提出すべき申告書又は修正申告書には、自治省令で定める課税標準の分割に関する明細書を添付しなければならない。

2 二以上の道府県において事務所又は事業所を設けて事業を行う法人は、その事業年度又は各特定信託の計算期間の期間が六月を超える場合には、第七十二条の二十六第一項本文の規定により関係道府県に申告納付すべき事業税又は当該申告納付に係る修正申告納付すべき事業税の税額は、それぞれ関係道府県ごとの当該事業年度の前事業年度又は当該計算期間の前計算期間の事業税として納付した税額及び納付すべきことが確定した税額の合計額を当該事業年度の前事業年度又は当該計算期間の前計算期間の月数で除して得た額の六倍に相当する額とする。ただし、当該法人の当該事業年度若しくは計算期間の開始の日から六月を経過した日の前日現在において関係道府県に所在する事務所若しくは事業所が移動その他の事由により当該事業年度の前事業年度若しくは当該計算期間の前計算期間の關係道府県に所在する事務所若しくは事業所と異なる場合又は当該事業年度若しくは計算期間の開始の日から六月を経過した日の前日現在における次項の規定によつて課税標準額の総額を関係道府県ごとに分割すべき基準（以下本節において「分割基準」という。）の数

に対する事業税について同じ。を関係道府県に分割し、その分割した額を課税標準として、関係道府県ごとに事業税額を算定し、これを関係道府県に申告納付し、又は修正申告納付しなければならぬ。この場合において、関係道府県知事に提出すべき申告書又は修正申告書には、自治省令で定める課税標準の分割に関する明細書を添付しなければならない。

2 二以上の道府県において事務所又は事業所を設けて事業を行う法人でその事業年度の期間が六月をこえるものが、第七十二条の二十六第一項本文の規定により関係道府県に申告納付すべき事業税又は当該申告納付に係る修正申告納付すべき事業税の税額は、それぞれ関係道府県ごとの前事業年度の事業税として納付した税額及び納付すべきことが確定した税額の合計額を前事業年度の月数で除して得た額の六倍に相当する額とする。但し、当該法人の当該事業年度開始の日から六月を経過した日の前日現在において関係道府県に所在する事務所若しくは事業所が移動その他の事由に因り前事業年度の關係道府県に所在する事務所若しくは事業所と異なる場合又は当該事業年度開始の日から六月を経過した日の前日現在における次項の規定によつて課税標準額の総額を関係道府県ごとに分割すべき基準（以下本節において「分割基準」という。）の数値が前事業年度の關係道府県ごとの分割基準の数値と著しく異なると認める場合においては、当該法人が第七十二条の二十六第一項本文の規定により関係道府県に申告納付すべき事業税又は当該申告納付に係る修正申告

値が当該事業年度の前事業年度若しくは当該計算期間の前計算期間の関係道府県ごとの分割基準の数値と著しく異なると認める場合において、当該法人が第七十二条の二十六第一項本文の規定により関係道府県に申告納付すべき事業税又は当該申告納付に係る修正申告納付すべき事業税の税額は、当該法人の当該事業年度の前事業年度又は当該計算期間の前計算期間の事業税として納付した税額及び納付すべきことが確定した税額の合計額の算定の基礎となつた所得又は収入金額の総額を当該事業年度の前事業年度又は当該計算期間の前計算期間の月数で除して得た額の六倍に相当する額を同項ただし書の規定による申告納付をする法人に準じて次項から第十項までの規定によつて関係道府県ごとに分割した額を課税標準として算定した税額とすることができる。

3 第一項の規定による関係道府県ごとの分割は、申告書又は修正申告書に記載された関係道府県に所在する事務所又は事業所について、課税標準額の総額を、電気供給業にあつてはその四分の三に相当する額を当該事務所又は事業所の固定資産で発電所の用に供するものの価額に、その四分の一に相当する額を当該事務所又は事業所の固定資産の価額に、ガス供給業及び倉庫業にあつては当該事務所又は事業所の固定資産の価額に、鉄道事業及び軌道事業にあつては当該事務所又は事業所の所在する道府県における軌道の延長キロメートル数に、銀行業（銀行その他政令で定める金融機関が行つ金融事業をいう。）、証券業（証券取引法（昭和二十三年法律第二十五号）又は外国証券業者に関する法律（昭和四十六年法律第五号）によ

納付すべき事業税の税額は、当該法人の前事業年度の事業税として納付した税額及び納付すべきことが確定した税額の合計額の算定の基礎となつた所得又は収入金額の総額を前事業年度の月数で除して得た額の六倍に相当する額を同条同項但書の規定による申告納付をする法人に準じて次項から第十項までの規定によつて関係道府県ごとに分割した額を課税標準として算定した税額とすることができる。

3 第一項の規定による関係道府県ごとの分割は、申告書又は修正申告書に記載された関係道府県に所在する事務所又は事業所について、課税標準額の総額を、電気供給業にあつてはその四分の三に相当する額を当該事務所又は事業所の固定資産で発電所の用に供するものの価額に、その四分の一に相当する額を当該事務所又は事業所の固定資産の価額に、ガス供給業及び倉庫業にあつては当該事務所又は事業所の固定資産の価額に、鉄道事業及び軌道事業にあつては当該事務所又は事業所の所在する道府県における軌道の延長キロメートル数に、銀行業（銀行その他政令で定める金融機関が行つ金融事業をいう。）、証券業（証券取引法又は外国証券業者に関する法律（昭和四十六年法律第五号）によつて主務大臣の登録を受けた者が

つて主務大臣の登録を受けた者が行う証券業をいう。)及び保険業(保険業法によつて主務大臣の免許を受けて行う保険業に限る。)にあつてはその二分の一に相当する額を当該事務所又は事業所の数に、その二分の一に相当する額を当該事務所又は事業所の従業者の数に、その他の事業にあつては当該事務所又は事業所の従業者の数にあん分して行うものとする。

4 前項の場合において、次の各号に掲げる分割基準は、当該各号に定める数値による。

一 (略)

二 事務所又は事業所の数 事業年度又は計算期間に属する各月の末日現在における数値を合計した数値(当該事業年度又は計算期間中に月の末日が到来しない場合には、当該事業年度又は計算期間の末日現在における数値)

三 従業者の数 事業年度又は計算期間の末日現在における数値。ただし、次に掲げる事務所又は事業所については、それぞれ次に定める数値

イ・ロ (略)

5 前項第三号の場合において、次の各号に掲げる事務所又は事業所については、当該各号に掲げる数(その数に一人に満たない端数を生じたときは、これを一人とする。)を同項第三号に掲げる従業者の数とみなす。

一 事業年度又は計算期間の中途において新設された事務所又は事業所 当該事業年度又は計算期間の末日現在における従業者の数

行う証券業をいう。)及び保険業(保険業法によつて主務大臣の免許を受けて行う保険業に限る。)にあつてはその二分の一に相当する額を当該事務所又は事業所の数に、その二分の一に相当する額を当該事務所又は事業所の従業者の数に、その他の事業にあつては当該事務所又は事業所の従業者の数にあん分して行うものとする。

4 前項の場合において、次の各号に掲げる分割基準は、当該各号に定める数値による。

一 (略)

二 事務所又は事業所の数 事業年度に属する各月の末日現在における数値を合計した数値(当該事業年度中に月の末日が到来しない場合には、当該事業年度の末日現在における数値)

三 従業者の数 事業年度の末日現在における数値。ただし、次に掲げる事務所又は事業所については、それぞれ次に定める数値

イ・ロ (略)

5 前項第三号の場合において、次の各号に掲げる事務所又は事業所については、当該各号に掲げる数(その数に一人に満たない端数を生じたときは、これを一人とする。)を同項第三号に掲げる従業者の数とみなす。

一 事業年度の中途において新設された事務所又は事業所 当該事業年度の末日現在における従業者の数に、当該事業年度の月数に



に、当該事業年度又は計算期間の月数に対する当該事務所又は事業所が新設された日から当該事業年度又は計算期間の末日までの月数の割合を乗じて得た数

二 事業年度又は計算期間の中途において廃止された事務所又は事業所 当該廃止の日の属する月の直前の月の末日現在における従業者の数に、当該事業年度又は計算期間の月数に対する当該廃止された事務所又は事業所が当該事業年度又は計算期間中において所在していた月数の割合を乗じて得た数

三 事業年度又は計算期間中を通じて従業者の数に著しい変動がある事務所又は事業所として政令で定める事務所又は事業所 当該事業年度又は計算期間に属する各月の末日現在における従業者の数を合計した数を当該事業年度又は計算期間の月数で除して得た数

7 第七十二条の二十六第一項ただし書又は本条第二項ただし書の規定により申告納付すべき法人の中間納付額に係る分割基準について第四項の規定を適用する場合には、当該法人の当該事業年度又は計算期間の開始の日から六月を経過した日の前日までの期間を一事業年度又は一計算期間とみなす。

8～10 (略)

対する当該事務所又は事業所が新設された日から当該事業年度の末日までの月数の割合を乗じて得た数

二 事業年度の中途において廃止された事務所又は事業所 当該廃止の日の属する月の直前の月の末日現在における従業者の数に、当該事業年度の月数に対する当該廃止された事務所又は事業所が当該事業年度中において所在していた月数の割合を乗じて得た数

三 事業年度中を通じて従業者の数に著しい変動がある事務所又は事業所として政令で定める事務所又は事業所 当該事業年度に属する各月の末日現在における従業者の数を合計した数を当該事業年度の月数で除して得た数

7 第七十二条の二十六第一項ただし書又は本条第二項ただし書の規定により申告納付すべき法人の中間納付額に係る分割基準について第四項の規定を適用する場合には、当該法人の当該事業年度開始の日から六月を経過した日の前日までの期間を一事業年度とみなす。

8～10 (略)

#### 第四款 削除

第七十二条の六十五 (略)

第七十二条の六十五 (略)

第四款 督促及び滞納処分

( 国税徴収法の例による事業税に係る滞納処分に関する検査拒否等の罪 )

第七十二条の七十 ( 略 )

第五款 納付義務の承継等

( 特定信託の各計算期間の所得に対する法人の事業税の納付義務の承継等 )

第七十二条の七十一 信託業を行う法人である特定信託の受託者の更迭があつた場合において、当該特定信託の信託事務の引継ぎ(以下本条において「特定信託事務の引継ぎ」という。)が行われたときは、当該特定信託事務の引継ぎを受けた法人は、当該特定信託事務の引継ぎをした法人に課されるべき、又は当該特定信託事務の引継ぎをした法人が納付すべき当該特定信託の各計算期間の所得に対する事業税に係る地方団体の徴収金を納付しなければならない。

2 特定信託の各計算期間の所得に対する事業税に係る地方団体の徴収金に係るこの法律又は行政不服審査法の規定による不服申立てがされている場合において、当該不服申立てに係る不服申立てをした者について特定信託事務の引継ぎが行われたときは、当該特定信託事務の引継ぎを受けた法人は、不服申立てをした者の地位を承継する。

第五款 督促及び滞納処分

( 国税徴収法の例による事業税に係る滞納処分に関する検査拒否等の罪 )

第七十二条の七十 ( 略 )

第七十二条の七十一及び第七十二条の七十二 削除

3 前項の場合において、不服申立てをした者の地位を承継した法人は、書面でその旨を当該不服申立てがされている道府県知事に届け出なければならない。この場合においては、届出書には、当該特定信託事務の引継ぎの事実を証する書面を添付しなければならない。

4 信託業を行う法人である特定信託の受託者の信託財産について当該特定信託の各計算期間の所得に対する事業税に係る地方団体の徴収金につき滞納処分を執行した後、当該法人に係る特定信託事務の引継ぎが行われたときは、当該信託財産につき滞納処分を続行することができる。

#### 第七十二条の七十二 削除

##### (譲渡割と信託財産)

第七十二条の八十 信託財産に属する資産に係る課税資産の譲渡等については、次の各号に掲げる場合の区分に応じ当該各号に定める者がその信託財産を有するものとみなして、本節の規定を適用する。ただし、合同運用信託、投資信託、特定目的信託、法人税法第三十七条第五項に規定する特定公益信託又は同法第八十四条第一項に規定する適格退職年金契約、厚生年金基金契約、勤労者財産形成給付契約若しくは勤労者財産形成基金給付契約若しくは国民年金基金若しくは国民年金基金連合会の締結した国民年金法第二十八条第三項若しくは第百三十七条の十五第四項に規定する契約に係る信託の信託財産に属する資産に係る課税資産の譲渡等については、この限

##### (譲渡割と信託財産)

第七十二条の八十 信託財産に属する資産に係る課税資産の譲渡等については、次の各号に掲げる場合の区分に応じ当該各号に定める者がその信託財産を有するものとみなして、本節の規定を適用する。ただし、合同運用信託、証券投資信託、法人税法第三十七条第五項に規定する特定公益信託又は同法第八十四条第一項に規定する適格退職年金契約、厚生年金基金契約、勤労者財産形成給付契約若しくは勤労者財産形成基金給付契約若しくは国民年金基金若しくは国民年金基金連合会の締結した国民年金法第二十八条第三項若しくは第百三十七条の十五第四項に規定する契約に係る信託の信託財産に属する資産に係る課税資産の譲渡等については、この限りでない。

りでない。

一・二（略）

2 前項の合同運用信託とは、信託会社（金融機関の信託業務の兼営等に関する法律により同法第一条第一項に規定する信託業務を営む同項に規定する金融機関を含む。）が引き受けた金銭信託で、共同しない多数の委託者の信託財産を合同して運用するもの（投資信託及び投資法人に関する法律第二条第二項に規定する委託者非指図型投資信託及びこれに類する外国投資信託（同条第二十八項に規定する外国投資信託をいう。以下本項において同じ。）を除く。）をいい、前項の投資信託とは、同条第三項に規定する投資信託及び外国投資信託をいい、前項の特定目的信託とは、資産の流動化に関する法律第二条第十二項に規定する特定目的信託をいう。

3（略）

（市町村民税に関する用語の意義）

第二百九十二条 市町村民税について、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

一～三（略）

四 法人税額 法人税法その他の法人税に関する法令の規定によつて計算した法人税額で法人税法第六十八条（同法第四百四十四条（租税特別措置法第四十二条第二項において読み替えて適用する場合を含む。）において準用する場合並びに租税特別措置法第三条の三第五項、第八条の三第五項、第九条の二第四項及び第四十一

一・二（略）

2 前項の合同運用信託とは、信託会社（金融機関の信託業務の兼営等に関する法律により同法第一条第一項に規定する信託業務を営む同項に規定する金融機関を含む。）が引き受けた金銭信託で、共同しない多数の委託者の信託財産を合同して運用するものをいい、前項の証券投資信託とは、証券投資信託及び証券投資法人に関する法律第一条第一項に規定する証券投資信託及び同条第十九項に規定する外国証券投資信託をいう。

3（略）

（市町村民税に関する用語の意義）

第二百九十二条 市町村民税について、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

一～三（略）

四 法人税額 法人税法その他の法人税に関する法令の規定によつて計算した法人税額で法人税法第六十八条（同法第四百四十四条（租税特別措置法第四十二条第二項において読み替えて適用する場合を含む。）において準用する場合並びに租税特別措置法第三条の三第五項、第八条の三第五項、第九条の二第四項及び第四十一

条の十二第四項において読み替えて適用する場合を含む。）、第六十九条、第七十条、第八十二条の六、第八十二条の七及び第九十条（租税特別措置法第三条の三第五項、第八条の三第五項、第九十条の二第四項及び第四十一条の十二第四項において読み替えて適用する場合を含む。）並びに租税特別措置法第四十二条の四及び第六十八条の二の規定による控除前のものをいい、法人税に係る延滞税、利子税、過少申告加算税、無申告加算税及び重加算税の額を含まないものとする。

四の二、十三（略）

2、4（略）

（市町村民税と信託財産）

第二百九十四条の三 信託財産について生ずる所得については、その所得を信託の利益として受けるべき受益者が信託財産を所有するものとみなして、市町村民税を課する。ただし、合同運用信託（信託会社（金融機関の信託業務の兼営等に関する法律により同法第一条第一項に規定する信託業務を営む同項に規定する金融機関を含む。）が引き受けた金銭信託で共同しない多数の委託者の信託財産を合

条の十二第四項において読み替えて適用する場合を含む。）、第六十九条、第七十条及び第九十条（租税特別措置法第三条の三第五項、第八条の三第五項、第九条の二第四項及び第四十一条の十二第四項において読み替えて適用する場合を含む。）並びに租税特別措置法第四十二条の四及び第六十八条の二の規定による控除前のものをいい、法人税に係る延滞税、利子税、過少申告加算税、無申告加算税及び重加算税の額を含まないものとする。

四の二、十三（略）

2、4（略）

（市町村民税と信託財産）

第二百九十四条の三 信託財産について生ずる所得については、その所得を信託の利益として受けるべき受益者が信託財産を所有するものとみなして、市町村民税を課する。ただし、合同運用信託（信託会社（金融機関の信託業務の兼営等に関する法律により同法第一条第一項に規定する信託業務を営む同項に規定する金融機関を含む。）が引き受けた金銭信託で共同しない多数の委託者の信託財産を合

資信託及び外国投資信託をいう。次条において同じ。）、特定目的信託（資産の流動化に関する法律第十二条第十二項に規定する特定目的信託をいう。次条において同じ。）又は法人税法第八十四条第一項に規定する適格退職年金契約、厚生年金基金契約、勤労者財産形成給付契約若しくは勤労者財産形成基金給付契約若しくは国民年金基金若しくは国民年金基金連合会の締結した国民年金法第二百二十八条第三項若しくは第二百二十七条の十五第四項に規定する契約に係る信託の信託財産について生ずる所得については、この限りでない。

2 (略)

(無記名公社債の利子等の所得の帰属)

第二百九十四条の四 無記名の公債、無記名の社債、無記名の株式又は無記名の貸付信託（合同運用信託のうち、貸付信託法第二条第一項に規定する貸付信託をいう。）、投資信託若しくは特定目的信託の受益証券について、その元本の所有者以外の者が利子、配当、利益又は収益（以下本条において「利子等」という。）の支払を受けるときは、これらの所得の計算上、その元本の所有者が支払を受けるものとみなす。この場合において、利子等の生ずる期間中にその元本の所有者に異動があつたときは、最後の所有者をその利子等の支払を受ける者とみなす。

(法人税等の均等割の税率)

第三百十二条 (略)

産形成基金給付契約若しくは国民年金基金若しくは国民年金基金連合会の締結した国民年金法第二百二十八条第三項若しくは第二百二十七条の十五第四項に規定する契約に係る信託の信託財産について生ずる所得については、この限りでない。

2 (略)

(無記名公社債の利子等の所得の帰属)

第二百九十四条の四 無記名の公債、無記名の社債、無記名の株式又は無記名の貸付信託（合同運用信託のうち、貸付信託法第二条第一項に規定する貸付信託をいう。）、若しくは証券投資信託の受益証券について、その元本の所有者以外の者が利子、配当、利益又は収益（以下本条において「利子等」という。）の支払を受けるときは、これらの所得の計算上、その元本の所有者が支払を受けるものとみなす。この場合において、利子等の生ずる期間中にその元本の所有者に異動があつたときは、最後の所有者をその利子等の支払を受ける者とみなす。

(法人税等の均等割の税率)

第三百十二条 (略)

2 (略)

3 法人等の均等割の税率は、次の各号に掲げる法人等の区分に応じ、当該各号に定める日現在における税率による。

- 一 三百二十一条の八第一項の規定によつて申告納付する法人 当該法人の同項に規定する法人税額（法人税法第八十二条の八第一項又は第八十二条の十第一項の申告書に係る法人税額を除く。）の課税標準の算定期間の末日

二 四 (略)

4・5 (略)

(法人等の市町村民税の申告納付)

第三百二十一条の八 法人税法第七十一条第一項（同法第七十二条第一項の規定が適用される場合及び同法第四百四十五条においてこれらの規定を準用する場合を含む。以下本節において同じ。）、第七十四条第一項（同法第四百四十五条において準用する場合を含む。以下第十項及び第十一項を除き、本節において同じ。）、第八十二条の八第一項、第八十二条の十第一項、第八十八条（同法第四百四十五条の五において準用する場合を含む。以下本項において同じ。）又は第八十九条（同法第四百四十五条の五において準用する場合を含む。）の規定によつて法人税に係る申告書を提出する義務がある法人は、当該申告書の提出期限までに、自治省令で定める様式によつて、当該申告書に係る法人税額、これを課税標準として算定した法人税割額（同法第七十一条第一項（同法第七十二条第一項の規定が適用

2 (略)

3 法人等の均等割の税率は、次の各号に掲げる法人等の区分に応じ、当該各号に定める日現在における税率による。

- 一 三百二十一条の八第一項の規定によつて申告納付する法人 当該法人の同項に規定する法人税額の課税標準の算定期間の末日

二 四 (略)

4・5 (略)

(法人等の市町村民税の申告納付)

第三百二十一条の八 法人税法第七十一条第一項（同法第七十二条第一項の規定が適用される場合及び同法第四百四十五条においてこれらの規定を準用する場合を含む。以下本節において同じ。）、第七十四条第一項（同法第四百四十五条において準用する場合を含む。以下第十項及び第十一項を除き、本節において同じ。）、第八十八条（同法第四百四十五条の五において準用する場合を含む。以下本項において同じ。）又は第八十九条（同法第四百四十五条の五において準用する場合を含む。）の規定によつて法人税に係る申告書を提出する義務がある法人は、当該申告書の提出期限までに、自治省令で定める様式によつて、当該申告書に係る法人税額、これを課税標準として算定した法人税割額（同法第七十一条第一項（同法第七十二条第一項の規定が適用される場合を除く。）又は同法第八十八条の規定

される場合を除く。）、同法第八十二条の八第一項又は第八十八条の規定によつて法人税に係る申告書を提出する義務がある法人（以下本条及び第三百二十一条の十三第一項において「予定申告法人」という。）にあつては、前事業年度又は前計算期間の法人税割額を基準として政令で定めるところにより計算した法人税割額（第三百二十一条の十一第一項において「予定申告に係る法人税割額」という。）、同法第七十一条第一項又は第七十四条第一項の規定によつて法人税に係る申告書を提出する義務がある法人にあつては均等割額その他必要な事項を記載した申告書（以下本項において「法人の市町村民税の申告書」という。）をその法人税額の課税標準の算定期間（同法第七十一条第一項、第八十二条の八第一項又は第八十八条の申告書に係る法人税額にあつては、当該事業年度又は計算期間の開始の日から六箇月の期間とする。以下法人の市町村民税について同じ。）中において有する事務所、事業所又は寮等所在地の市町村民長に提出し、及びその申告した市町村民税額（当該市町村民税額について既に納付すべきことが確定しているものがある場合においては、これを控除した額）を納付しなければならない。この場合において、同法第七十一条第一項又は第八十二条の八第一項の規定によつて法人税に係る申告書を提出する義務がある法人が、法人の市町村民税の申告書をその提出期限までに提出しなかつたときは、第十六項の規定の適用がある場合を除き、当該申告書の提出期限において、当該市町村民長に対し、政令で定めるところによつて計算した法人税割額及び均等割額を記載した当該申告書の提出があつたも

によつて法人税に係る申告書を提出する義務がある法人（以下本条及び第三百二十一条の十三第一項において「予定申告法人」という。）にあつては、前事業年度の法人税割額を基準として政令で定めるところにより計算した法人税割額（第三百二十一条の十一第一項において「予定申告に係る法人税割額」という。）、同法第七十一条第一項又は第七十四条第一項の規定によつて法人税に係る申告書を提出する義務がある法人にあつては均等割額その他必要な事項を記載した申告書（以下本項において「法人の市町村民税の申告書」という。）をその法人税額の課税標準の算定期間（同法第七十一条第一項又は第八十八条の申告書に係る法人税額にあつては、当該事業年度開始の日から六箇月の期間とする。以下法人の市町村民税について同じ。）中において有する事務所、事業所又は寮等所在地の市町村民長に提出し、及びその申告した市町村民税額（当該市町村民税額について既に納付すべきことが確定しているものがある場合においては、これを控除した額）を納付しなければならない。この場合において、同法第七十一条第一項の規定によつて法人税に係る申告書を提出する義務がある法人が、法人の市町村民税の申告書をその提出期限までに提出しなかつたときは、第十六項の規定の適用がある場合を除き、当該申告書の提出期限において、当該市町村民長に対し、政令で定めるところによつて計算した法人税割額及び均等割額を記載した当該申告書の提出があつたものとみなし、当該法人は、当該申告納付すべき期限内にその提出があつたものとみなされる申告書に係る市町村民税に相当する税額の市町村民税を事務所



のとみなし、当該法人は、当該申告納付すべき期限内にその提出があつたものとみなされる申告書に係る市町村民税に相当する税額の市町村民税を事務所、事業所又は寮等所在の市町村に納付しなければならない。

2 (略)

3 法人税法第七十一条第一項(同法第七十二条第一項の規定が適用される場合に限る。)、第七十四条第一項又は第八十二条の十第一項の規定によつて法人税に係る申告書を提出する義務がある法人で、当該事業年度開始の日前五年以内に開始した事業年度又は当該事業年度開始の日前五年以内に開始した計算期間において損金の額が益金の額を超えることとなつたため、同法第八十一条(同法第四百十五条において準用する場合を含む。 )又は第八十二条の十五の規定によつて法人税額の還付を受けたものが納付すべき当該事業年度分又は計算期間分の法人税額の課税標準となる法人税額は、前二項、第七項又は第八項の規定にかかわらず、その超える損金の額が当該事業年度又は計算期間の法人税の計算について同法第五十七条又は第八十二条の三の規定を適用した場合において損金の額に算入することを認められるものであるときに限り、前二項、第七項又は第八項の規定によつて申告納付すべき当該法人税額の課税標準の算定期間に係る法人税割の課税標準となる法人税額から、当該法人税額(当該法人税額について租税特別措置法第四十二条の六第六項、第四十二条の七第六項、第四十二条の八第六項、第四十二条の十第五項、第四十二条の十二第六項、第六十二条第一項、第六十二条の三

事業所又は寮等所在の市町村に納付しなければならない。

2 (略)

3 法人税法第七十一条第一項(同法第七十二条第一項の規定が適用される場合に限る。 )又は第七十四条第一項の規定によつて法人税に係る申告書を提出する義務がある法人で、当該事業年度開始の日前五年以内に開始した事業年度において損金の額が益金の額を超えることとなつたため、同法第八十一条(同法第四百五条において準用する場合を含む。 )の規定によつて法人税額の還付を受けたものが納付すべき当該事業年度分の法人税割の課税標準となる法人税額は、前二項、第七項又は第八項の規定にかかわらず、その超える損金の額が当該事業年度の法人税の計算について法人税法第五十七条の規定を適用した場合において損金の額に算入することを認められるものであるときに限り、前二項、第七項又は第八項の規定によつて申告納付すべき当該法人税額の課税標準の算定期間に係る法人税割の課税標準となる法人税額から、当該法人税額(当該法人税額について租税特別措置法第四十二条の六第六項、第四十二条の七第六項、第四十二条の八第六項、第四十二条の十第五項、第四十二条の十二第六項、第六十二条第一項、第六十二条の三第一項若しくは第八項又は第六十三条第一項の規定により加算された金額がある場合には、政令で定める額を控除した額)を限度として、還付を受け

第一項若しくは第八項又は第六十三条第一項の規定により加算された金額がある場合には、政令で定める額を控除した額を限度として、還付を受けた法人税額を控除したものとす。この場合において、控除する法人税額は、前事業年度又は前計算期間以前の法人税割の課税標準とすべき法人税額について控除されなかつた額に限る。

4 (略)

5 法人税法第七十四条第一項、第八十二条の十第一項又は第四百四条第一項の規定による申告書に係る法人税額に基づいて算定した市町村民税額が、同法第七十一条第一項、第八十二条の八第一項、第二百零二条第一項若しくは第二百零三条第一項の規定による申告書に係る法人税額に基づいて算定して申告納付し、若しくは申告納付すべき市町村民税額(予定申告法人にあつては、第一項に基づいて計算して申告納付し、又は申告納付すべき市町村民税額。以下本項及び第二百零二条の十一第五項において「市町村民税の中間納付額」という。)に満たないとき、又はないときは、市町村は、政令で定めるところにより、その満たない金額に相当する市町村民税の中間納付額若しくは市町村民税の中間納付額の全額を還付し、又は未納に係る地方団体の徴収金に充当するものとする。

6、8 (略)

9 市町村は、この法律の施行地に主たる事務所又は事業所を有する法人が、外国の法令により課される法人税又は道府県民税の法人税割及び利子割若しくは市町村民税の法人税割に相当する税(以下本

た法人税額を控除したものとす。この場合において、控除する法人税額は、前事業年度以前の法人税割の課税標準とすべき法人税額について控除されなかつた額に限る。

4 (略)

5 法人税法第七十四条第一項又は第四百四条第一項の規定による申告書に係る法人税額に基づいて算定した市町村民税額が、同法第七十一条第一項、第二百零二条第一項若しくは第二百零三条第一項の規定による申告書に係る法人税額に基づいて算定して申告納付し、若しくは申告納付すべき市町村民税額(予定申告法人にあつては、第一項に基づいて計算して申告納付し、又は申告納付すべき市町村民税額。以下本項及び第二百零二条の十一第五項において「市町村民税の中間納付額」という。)に満たないとき、又はないときは、市町村は、政令で定めるところにより、その満たない金額に相当する市町村民税の中間納付額若しくは市町村民税の中間納付額の全額を還付し、又は未納に係る地方団体の徴収金に充当するものとする。

6、8 (略)

9 市町村は、この法律の施行地に主たる事務所又は事業所を有する法人が、外国の法令により課される法人税又は道府県民税の法人税割及び利子割若しくは市町村民税の法人税割に相当する税(以下本

項において「外国の法人税等」という。）を課された場合において、当該外国の法人税等の額のうち法人税法第六十九条第一項又は第八十二条の七第一項の控除限度額及び第五十三条第九項の控除の限度額で政令で定めるものを超える額があるときは、政令で定めるところにより計算した額を限度として、政令で定めるところにより、当該超える金額（政令で定める金額に限る。）を第一項（予定申告法人に係るものを除く。）、第二項（同法第一百一条第一項の規定によつて法人税に係る申告書を提出する義務がある法人に係るものに限る。）又は前二項の規定により申告納付すべき法人税割額から控除するものとする。

10  
（略）

11 市町村は、当該市町村内に事務所又は事業所を有する法人について、租税条約の実施に伴う所得税法、法人税法及び地方税法の特例等に関する法律第七条第一項に規定する合意に基づき国税通則法第二十四条又は第二十六条の規定による更正が行われた場合において、当該更正に係る法人税額に基づいて市町村長が第三百二十一条の十一第一項又は第三項の規定による更正をしたことに伴い、第十七条又は第三百二十一条の十一第五項の規定により還付することとなる金額（以下次項までにおいて「租税条約の実施に係る還付すべき金額」という。）が生ずるときは、当該更正があつた日が当該更正に係る更正の請求があつた日の翌日から起算して三月を経過した日以後である場合を除き、第十七条、第十七条の二、第十七条の四及び第三百二十一条の十一第五項の規定にかかわらず、租税条約の実

項において「外国の法人税等」という。）を課された場合において、当該外国の法人税等の額のうち法人税法第六十九条第一項の控除限度額及び第五十三条第九項の控除の限度額で政令で定めるものを超える額があるときは、政令で定めるところにより計算した額を限度として、政令で定めるところにより、当該超える金額（政令で定める金額に限る。）を第一項（予定申告法人に係るものを除く。）、第二項（法人税法第一百一条第一項の規定によつて法人税に係る申告書を提出する義務がある法人に係るものに限る。）又は前二項の規定により申告納付すべき法人税割額から控除するものとする。

10  
（略）

11 市町村は、当該市町村内に事務所又は事業所を有する法人について、租税条約の実施に伴う所得税法、法人税法及び地方税法の特例等に関する法律第七条第一項に規定する合意に基づき国税通則法第二十四条又は第二十六条の規定による更正が行われた場合において、当該更正に係る法人税額に基づいて市町村長が第三百二十一条の十一第一項又は第三項の規定による更正をしたことに伴い、第十七条又は第三百二十一条の十一第五項の規定により還付することとなる金額（以下次項までにおいて「租税条約の実施に係る還付すべき金額」という。）が生ずるときは、当該更正があつた日が当該更正に係る更正の請求があつた日の翌日から起算して三月を経過した日以後である場合を除き、第十七条、第十七条の二、第十七条の四及び第三百二十一条の十一第五項の規定にかかわらず、租税条約の実

施に係る還付すべき金額を当該更正の日の属する事業年度開始の日から一年以内に開始する各事業年度（当該更正を受けた法人が合併により消滅した場合には、その合併に係る合併法人の当該合併の日の翌日以後に終了する各事業年度を含む。）の法人税割額（法人税法第七十四条第一項の規定によつて申告書を提出すべき事業年度に係る法人税額を課税標準として算定した法人税割額（その法人税額の課税標準の算定期間において既に納付すべきことが確定している法人税割額がある場合には、これを控除した額）に限る。）から又は当該更正の日の属する計算期間開始の日から一年以内に開始する各計算期間の法人税割額（同法第八十二条の十第一項の規定によつて申告書を提出すべき計算期間に係る法人税額を課税標準として算定した法人税割額（その法人税額の課税標準の算定期間において既に納付すべきことが確定している法人税割額がある場合には、これを控除した額）に限る。）から

12 前項に規定する国税通則法第二十四条又は第二十六条の規定による更正に伴い当該更正に係る事業年度後の各事業年度の法人税額又は当該更正に係る計算期間後の各計算期間の法人税額を減少させる更正があつた場合において、当該更正に係る法人税額に基づいて市町村長が第三百二十一条の十一第一項又は第三項の規定による更正をしたことに伴い、第十七条又は第三百二十一条の十一第五項の規定により還付することとなる金額が生ずるときは、当該金額は、租税条約の実施に係る還付すべき金額とみなして、前項の規定を適用する。

施に係る還付すべき金額を当該更正の日の属する事業年度開始の日から一年以内に開始する各事業年度（当該更正を受けた法人が合併により消滅した場合には、その合併に係る合併法人の当該合併の日の翌日以後に終了する各事業年度を含む。）の法人税割額（法人税法第七十四条第一項の規定によつて申告書を提出すべき事業年度に係る法人税額を課税標準として算定した法人税割額（その法人税額の課税標準の算定期間において既に納付すべきことが確定している法人税割額がある場合には、これを控除した額）に限る。）から順次控除するものとする。

12 前項に規定する国税通則法第二十四条又は第二十六条の規定による更正に伴い当該更正に係る事業年度後の各事業年度の法人税額を減少させる更正があつた場合において、当該更正に係る法人税額に基づいて市町村長が第三百二十一条の十一第一項又は第三項の規定による更正をしたことに伴い、第十七条又は第三百二十一条の十一第五項の規定により還付することとなる金額が生ずるときは、当該金額は、租税条約の実施に係る還付すべき金額とみなして、前項の規定を適用する。

13  
17 (略)

(法人等の市町村民税の更正及び決定)

第三百二十一条の十一 (略)

2 4 (略)

5 第三百二十一条の八第五項の規定は、第一項から第三項までの規定によつて更正し、又は決定した市町村民税額が、当該事業年度分又は計算期間分に係る市町村民税の中間納付額に満たない場合について準用する。

(個人の道府県民税に係る督促、滞納処分等)

第三百三十四条 (略)

第七款 納税義務の承継等

(法人税法第八十二条の八第一項又は第八十二条の十第一項の申告書に係る法人税額を課税標準とする法人の市町村民税の納付義務の承継等)

第三百三十五条 法人である特定信託(法人税法第二条第二十九号の

三に規定する特定信託をいう。以下本項及び第四項において同じ。

( )の受託者の更迭があつた場合において、当該特定信託の信託事務の引継ぎ(以下本条において「特定信託事務の引継ぎ」という。)が行われたときは、当該特定信託事務の引継ぎを受けた法人は、当

13  
17 (略)

(法人等の市町村民税の更正及び決定)

第三百二十一条の十一 (略)

2 4 (略)

5 第三百二十一条の八第五項の規定は、第一項から第三項までの規定によつて更正し、又は決定した市町村民税額が、当該事業年度分に係る市町村民税の中間納付額に満たない場合について準用する。

(個人の道府県民税に係る督促、滞納処分等)

第三百三十四条 (略)

第三百三十五条 削除

該特定信託事務の引継ぎをした法人に課されるべき、又は当該特定信託事務の引継ぎをした法人が納付すべき同法第八十二条の八第一項又は第八十二条の十第一項の申告書に係る法人税額を課税標準とする市町村民税の法人税割に係る地方団体の徴収金を納付しなければならない。

2 法人税法第八十二条の八第一項又は第八十二条の十第一項の申告書に係る法人税額を課税標準とする市町村民税の法人税割に係る地方団体の徴収金に係るこの法律又は行政不服審査法の規定による不服申立てがされている場合において、当該不服申立てに係る不服申立てをした者について特定信託事務の引継ぎが行われたときは、当該特定信託事務の引継ぎを受けた法人は、不服申立てをした者の地位を承継する。

3 前項の場合において、不服申立てをした者の地位を承継した法人は、書面でその旨を当該不服申立てがされている市町村長に届け出なければならない。この場合においては、届出書には、当該特定信託事務の引継ぎの事実を証する書面を添付しなければならない。

4 法人である特定信託の受託者の信託財産について法人税法第八十二条の八第一項又は第八十二条の十第一項の申告書に係る法人税額を課税標準とする市町村民税の法人税割に係る地方団体の徴収金につき滞納処分を執行した後、当該特定信託に係る特定信託事務の引継ぎが行われたときは、当該特定信託の信託財産につき滞納処分を続行することができる。

第八款 犯則取締り

(市町村民税に係る犯則事件に関する国税犯則取締法の準用)  
第三百三十六条 (略)

(都における普通税の特例)

第七百三十四条 (略)

2 (略)

3 前項の場合において、同項第一号に掲げるものについては、第二章第一節第一款(法人等の道府県民税及び利子等に係る道府県民税に関する部分の規定を除く。)及び第二款の規定を準用するものとし、同項第二号に掲げるものについては、第二章第一節第一款(個人の道府県民税及び法人等の道府県民税に関する部分の規定を除く。)及び第四款の規定を準用するものとし、同項第三号に掲げるものについては、同号に掲げる税を合わせて一の税とみなして、第三章第一節(個人の市町村民税に関する部分の規定を除く。)及び第二章第一節第三款(第五十三条第七項、第八項及び第十一項から第二十一項まで、第五十五条、第五十六条、第六十四条並びに第六十五条の二の規定に限る。)の規定を準用する。この場合において、次の表の上欄に掲げる規定中同表の中欄に掲げる字句は、同表の下欄に掲げる字句に、それぞれ読み替えるものとする。

(略)

第七款 犯則取締

(市町村民税に係る犯則事件に関する国税犯則取締法の準用)  
第三百三十六条 (略)

(都における普通税の特例)

第七百三十四条 (略)

2 (略)

3 前項の場合において、同項第一号に掲げるものについては、第二章第一節第一款(法人等の道府県民税及び利子等に係る道府県民税に関する部分の規定を除く。)及び第二款の規定を準用するものとし、同項第二号に掲げるものについては、第二章第一節第一款(個人の道府県民税及び法人等の道府県民税に関する部分の規定を除く。)及び第四款の規定を準用するものとし、同項第三号に掲げるものについては、同号に掲げる税を合わせて一の税とみなして、第三章第一節(個人の市町村民税に関する部分の規定を除く。)及び第二章第一節第三款(第五十三条第七項、第八項及び第十一項から第二十一項まで、第五十五条、第五十六条、第六十四条並びに第六十五条の二の規定に限る。)の規定を準用する。この場合において、次の表の上欄に掲げる規定中同表の中欄に掲げる字句は、同表の下欄に掲げる字句に、それぞれ読み替えるものとする。

(略)

第三百二十一条の八第九項	法人税法第六十九条第一項又は第八十二条の七第一項の控除限度額及び第五十三条第九項の控除の限度額で政令で定めるもの	法人税法第六十九条第一項又は第八十二条の七第一項の控除限度額
--------------	--	--------------------------------

附則

(個人の道府県民税及び市町村民税の配当控除)

第五条 道府県は、当分の間、所得割の納税義務者の前年の総所得金額のうち、配当所得(利益の配当)(所得税法第九十二条第一項に規定する利益の配当をいう。以下本条において同じ。)、剰余金の分配、証券投資信託(投資信託及び投資法人に関する法律第二条第四項に規定する証券投資信託及びこれに類する同条第二十八項に規定する外国投資信託をいう。以下本条において同じ。)、若しくは特定投資信託(法人税法第二条第二十九号の三イに掲げる信託をいう。以下本条において同じ。)(の収益の分配(所得税法第九条第一項第十一号に掲げるものを含まないものとする。以下本条において同じ。))又は特定目的信託(資産の流動化に関する法律第十二条第十二

第三百二十一条の八第九項	法人税法第六十九条第一項の控除限度額及び第五十三条第九項の控除の限度額で政令で定めるもの	法人税法第六十九条第一項の控除限度額
--------------	--	--------------------

附則

(個人の道府県民税及び市町村民税の配当控除)

第五条 道府県は、当分の間、所得割の納税義務者の前年の総所得金額のうち、所得税法第二十四条に規定する配当所得(この法律の施行地に主たる事務所又は事業所を有する法人(租税特別措置法第九条第四項各号に掲げる法人を除く。))から受けるものに限るものとし、利息の配当及び租税特別措置法第九条第三項の規定により読み替えて適用される所得税法第九十二条第一項に規定する特定外貨建証券投資信託(次項において「特定外貨建証券投資信託」という。)(の収益の分配に係るものを除く。以下本項において「配当所得」という。))があるときは、次の各号に掲げる金額の合計額を、その者の第三十五条及び第三十六条の規定を適用した場合の所得割の



項に規定する特定目的信託をいう。以下本条において同じ。）の収益の分配に係る所得税法第二十四条に規定する配当所得（この法律の施行地に主たる事務所又は事業所を有する法人から受けるこれらの金額に係るものに限るものとし、租税特別措置法第九条第一項各号に掲げる配当等に係るものを除く。）をいう。以下本項において同じ。）があるときは、次に掲げる金額の合計額を、その者の第三十五条及び第三十六条の規定を適用した場合の所得割の額から控除するものとする。

一 利益の配当、剰余金の分配、特定株式投資信託（租税特別措置法第三条の二に規定する特定株式投資信託をいう。以下本条において同じ。）又は特定投資信託の収益の分配及び特定目的信託の収益の分配に係る配当所得については、当該配当所得の金額の百分の〇・八（課税総所得金額から特定株式投資信託以外の証券投資信託の収益の分配に係る配当所得の金額を控除した金額が千円を超える場合には、当該利益の配当、剰余金の分配、特定株式投資信託又は特定投資信託の収益の分配及び特定目的信託の収益の分配に係る配当所得の金額のうちその超える金額に相当する金額（当該配当所得の金額がその超える金額に満たないときは、当該配当所得の金額）については、百分の〇・四）に相当する金額

二 特定株式投資信託以外の証券投資信託の収益の分配に係る配当所得（租税特別措置法第九条第四項に規定する一般外貨建証券投資信託の収益の分配（以下本条において、「一般外貨建証券投資信託の収益の分配」という。）に係るものを除く。以下本号におい

額から控除するものとする。

一 利益の配当、剰余金の分配及び租税特別措置法第三条の二に規定する特定株式投資信託（以下本条において、「特定株式投資信託」という。）の収益の分配に係る配当所得については、当該配当所得の金額の百分の〇・八（課税総所得金額から特定株式投資信託以外の証券投資信託の収益の分配に係る配当所得の金額を控除した金額が千円を超える場合には、当該利益の配当、剰余金の分配及び特定株式投資信託の収益の分配に係る配当所得の金額のうちその超える金額に相当する金額（当該配当所得の金額がその超える金額に満たないときは、当該配当所得の金額）については、百分の〇・四）に相当する金額

二 特定株式投資信託以外の証券投資信託の収益の分配に係る配当所得（租税特別措置法第九条第三項の規定により読み替えて適用される所得税法第九十二条第一項第一号ロに規定する一般外貨建証券投資信託（以下本項及び次項において、「一般外貨建証券投資

て「証券投資信託に係る配当所得」という。 ) については、当該証券投資信託に係る配当所得の金額の百分の〇・四(課税総所得金額から一般外貨建証券投資信託の収益の分配に係る配当所得の金額を控除した金額が千円を超える場合には、当該証券投資信託に係る配当所得の金額のうちその超える金額に相当する金額)当該証券投資信託に係る配当所得の金額がその超える金額に満たないときは、当該証券投資信託に係る配当所得の金額)については、百分の〇・二)に相当する金額

### 三 (略)

2 市町村は、当分の間、所得割の納税義務者の前年の総所得金額のうち、配当所得(利益の配当、剰余金の分配、証券投資信託若しくは特定投資信託の収益の分配又は特定目的信託の収益の分配に係る所得税法第二十四条に規定する配当所得(この法律の施行地に主たる事務所又は事業所を有する法人から受けるこれらの金額に係るものに限るものとし、租税特別措置法第九条第一項各号に掲げる配当等に係るものを除く。)をいう。以下本項において同じ。)があるときは、次に掲げる金額の合計額を、その者の第三百十四条の三及び第三百十四条の四の規定を適用した場合の所得割の額から控除するものとする。

一 利益の配当、剰余金の分配、特定株式投資信託又は特定投資信託の収益の分配及び特定目的信託の収益の分配に係る配当所得については、当該配当所得の金額の百分の二(課税総所得金額から

信託」という。)の収益の分配に係るものを除く。以下本号において「証券投資信託に係る配当所得」という。 ) については、当該証券投資信託に係る配当所得の金額の百分の〇・四(課税総所得金額から一般外貨建証券投資信託の収益の分配に係る配当所得の金額を控除した金額が千円を超える場合には、当該証券投資信託に係る配当所得の金額のうちその超える金額に相当する金額)当該証券投資信託に係る配当所得の金額がその超える金額に満たないときは、当該証券投資信託に係る配当所得の金額)については、百分の〇・二)に相当する金額

### 三 (略)

2 市町村は、当分の間、所得割の納税義務者の前年の総所得金額のうち、所得税法第二十四条に規定する配当所得(この法律の施行地に主たる事務所又は事業所を有する法人(租税特別措置法第九条第四項各号に掲げる法人を除く。)から受けるものに限るものとし、利息の配当及び特定外貨建証券投資信託の収益の分配に係るものを除く。以下本項において「配当所得」という。)があるときは、次に各号に掲げる金額の合計額を、その者の第三百十四条の三及び第三百十四条の四の規定を適用した場合の所得割の額から控除するものとする。

一 利益の配当、剰余金の分配及び特定株式投資信託の収益の分配に係る配当所得については、当該配当所得の金額の百分の二(課税総所得金額から特定株式投資信託以外の証券投資信託の収益の

特定株式投資信託以外の証券投資信託の収益の分配に係る配当所得の金額を控除した金額が千万円を超える場合には、当該利益の配当、剰余金の分配、特定株式投資信託又は特定投資信託の収益の分配及び特定目的信託の収益の分配に係る配当所得の金額のうちその超える金額に相当する金額（当該配当所得の金額がその超える金額に満たないときは、当該配当所得の金額）については、百分の一（一）に相当する金額

二・三（略）

（削る）

（事業税の課税標準等の特例）

第九条 租税特別措置法及び国税収納金整理資金に関する法律の一部を改正する法律（昭和五十三年法律第十一号。以下「昭和五十三年法律第十一号」という。）附則第十八条第一項から第三項までの規定によりその例によることとされ、若しくは同条第四項の規定によりなお効力を有することとされる昭和五十三年法律第十一号による改正前の租税特別措置法第六十六条第一項、租税特別措置法の一部

分配に係る配当所得の金額を控除した金額が千万円を超える場合には、当該利益の配当、剰余金の分配及び特定株式投資信託の収益の分配に係る配当所得の金額のうちその超える金額に相当する金額（当該配当所得の金額がその超える金額に満たないときは、当該配当所得の金額）については、百分の一（一）に相当する金額

二・三（略）

3|

昭和六十二年以後の各年度分の個人の道府県民税及び市町村民税について、所得割の納税義務者の前年の総所得金額のうちに特定株式投資信託以外の証券投資信託の収益の分配に係る配当所得（租税特別措置法第八条の二第一項に規定する証券投資信託の収益の分配に係る配当等又は同法第八条の三第一項に規定する公募国外証券投資信託の配当等に係るものに限る。）がある場合には、当該配当所得については、前二項の規定は、適用しない。

（事業税の課税標準等の特例）

第九条 租税特別措置法及び国税収納金整理資金に関する法律の一部を改正する法律（昭和五十三年法律第十一号。以下「昭和五十三年法律第十一号」という。）附則第十八条第一項から第三項までの規定によりその例によることとされ、若しくは同条第四項の規定によりなお効力を有することとされる昭和五十三年法律第十一号による改正前の租税特別措置法第六十六条第一項、租税特別措置法の一部

を改正する法律（昭和五十四年法律第十五号。以下「昭和五十四年法律第十五号」という。）附則第二十条第一項の規定によりその例によることとされ、若しくは同条第二項の規定によりなお効力を有することとされる昭和五十四年法律第十五号による改正前の租税特別措置法第六十六条第一項又は昭和五十三年法律第十一号附則第十八条第七項の規定によりその例によることとされ、若しくは租税特別措置法の一部を改正する法律（昭和五十五年法律第九号。以下本項において「昭和五十五年法律第九号」という。）附則第二十条第一項から第三項まで、第五項及び第六項の規定によりその例によることとされ、若しくは同条第四項の規定によりなお効力を有することとされる昭和五十五年法律第九号による改正前の租税特別措置法第六十六条第一項に規定する被合併法人の清算所得は、当分の間、第七十二条の十四第三項の規定にかかわらず、同項第二号に掲げる金額から昭和五十三年法律第十一号附則第十八条第一項から第三項までの規定によりその例によることとされ、若しくは同条第四項の規定によりなお効力を有することとされる昭和五十三年法律第十一号による改正前の租税特別措置法第六十六条第一項、昭和五十四年法律第十五号附則第二十条第一項の規定によりその例によることとされ、若しくは同条第二項の規定によりなお効力を有することとされる昭和五十四年法律第十五号による改正前の租税特別措置法第六十六条第一項又は昭和五十三年法律第十一号附則第十八条第七項の規定によりその例によることとされ、若しくは昭和五十五年法律第九号附則第二十条第一項から第三項まで、第五項及び第六項の規定

を改正する法律（昭和五十四年法律第十五号。以下「昭和五十四年法律第十五号」という。）附則第二十条第一項の規定によりその例によることとされ、若しくは同条第二項の規定によりなお効力を有することとされる昭和五十四年法律第十五号による改正前の租税特別措置法第六十六条第一項又は昭和五十三年法律第十一号附則第十八条第七項の規定によりその例によることとされ、若しくは租税特別措置法の一部を改正する法律（昭和五十五年法律第九号。以下本項において「昭和五十五年法律第九号」という。）附則第二十条第一項から第三項まで、第五項及び第六項の規定によりその例によることとされ、若しくは同条第四項の規定によりなお効力を有することとされる昭和五十五年法律第九号による改正前の租税特別措置法第六十六条第一項に規定する被合併法人の清算所得は、当分の間、第七十二条の十四第二項の規定にかかわらず、同項第一号に掲げる金額から昭和五十三年法律第十一号附則第十八条第一項から第三項までの規定によりその例によることとされ、若しくは同条第四項の規定によりなお効力を有することとされる昭和五十三年法律第十一号による改正前の租税特別措置法第六十六条第一項、昭和五十四年法律第十五号附則第二十条第一項の規定によりその例によることとされ、若しくは同条第二項の規定によりなお効力を有することとされる昭和五十四年法律第十五号による改正前の租税特別措置法第六十六条第一項又は昭和五十三年法律第十一号附則第十八条第七項の規定によりその例によることとされ、若しくは昭和五十五年法律第九号附則第二十条第一項から第三項まで、第五項及び第六項の規定

によりその例によることとされ、若しくは同条第四項の規定によりなお効力を有することとされる昭和五十五年法律第九号による改正前の租税特別措置法第六十六条第一項に規定する合併法人が特別勘定として経理した金額に相当する金額を控除した金額による。

2 電気供給業を行う法人が収入金額に対する事業税を課される他の電気供給業を行う法人から電気事業法第二十四条の三第一項に規定する振替供給又は同法第二十四条の四第一項に規定する接続供給を受けて同法第二十一条第七号に規定する特定規模需要に必ずずる電気の供給を行う場合における第七十二条の十二の各事業年度の収入金額は、平成十二年四月一日から平成十五年三月三十一日までの間に開始する各事業年度分の事業税に限り、第七十二条の十四第五項の規定にかかわらず、同項の規定により算定した収入金額から当該特定規模需要に必ずずる電気の供給に係る収入金額のうち政令で定めるものを控除した金額による。

3 生命保険業を行う法人に対する事業税の課税標準の算定については、当分の間、当該法人が社会福祉・医療事業団法（昭和五十九年法律第七十五号）第二十一条第四項の規定によつて社会福祉・医療事業団と締結する保険の契約に基づく各事業年度の収入保険料は、当該法人に係る第七十二条の十四第六項第一号の各事業年度の収入保険料から控除するものとする。

4 第七十二条の十五に規定する内国法人で租税特別措置法第六十六条の六第一項各号に掲げるもの又は同法第六十八条の三の七第一項各号に掲げる特定信託の受託者であるもののうち、第七十二条の十

によりその例によることとされ、若しくは同条第四項の規定によりなお効力を有することとされる昭和五十五年法律第九号による改正前の租税特別措置法第六十六条第一項に規定する合併法人が特別勘定として経理した金額に相当する金額を控除した金額による。

2 電気供給業を行う法人が収入金額に対する事業税を課される他の電気供給業を行う法人から電気事業法第二十四条の三第一項に規定する振替供給又は同法第二十四条の四第一項に規定する接続供給を受けて同法第二十一条第七号に規定する特定規模需要に必ずずる電気の供給を行う場合における第七十二条の十二の各事業年度の収入金額は、平成十二年四月一日から平成十五年三月三十一日までの間に開始する各事業年度分の事業税に限り、第七十二条の十四第四項の規定にかかわらず、同項の規定により算定した収入金額から当該特定規模需要に必ずずる電気の供給に係る収入金額のうち政令で定めるものを控除した金額による。

3 生命保険業を行う法人に対する事業税の課税標準の算定については、当分の間、当該法人が社会福祉・医療事業団法（昭和五十九年法律第七十五号）第二十一条第四項の規定によつて社会福祉・医療事業団と締結する保険の契約に基づく各事業年度の収入保険料は、当該法人に係る第七十二条の十四第五項第一号の各事業年度の収入保険料から控除するものとする。

4 第七十二条の十五に規定する内国法人で租税特別措置法第六十六条の六第一項各号に掲げるものうち、第七十二条の十二の各事業年度の所得の金額の計算上益金の額に算入されるものとされる同項

二の各事業年度の所得又は各特定信託の各計算期間の所得の金額の計算上益金の額に算入されるものとされる同法第六十六条の六第一項又は第六十八条の三の七第一項に規定する特定外国子会社等のこれらの規定に規定する課税対象留保金額があるものに対する第七十二条の十五の規定の適用その他第二章第二節第二款及び第三款の規定の適用に關し必要な事項は、政令で定める。

(法人の事業税の税率の特例)

第九条の二 (略)

2 租税特別措置法第六十八条の三第一項の規定に該当する法人の同項の規定に該当する各事業年度に係る法人の事業税については、附則第四十条第十項中「同項第二号及び第三号」とあるのは「同項第二号」と、「百分の九・六」と、同条第二項とあるのは「百分の九・六」と、同項第三号中「百分の五・六」とあるのは「百分の五」と、「百分の七・五」とあるのは「百分の六・六(各事業年度の所得のうち年十億円を超える金額については、百分の七・九)と」、「百分の八・四」とあるのは「百分の七・三」と、「百分の十一」とあるのは「百分の九・六」と、同条第二項と、「百分の六・六」と、「百分の十一」とあるのは「百分の六・六(各事業年度の所得のうち年十億円を超える金額については、百分の七・九)と」、「百分の十一」と、「百分の九・六」と、同条第九項とあるのは「百分の九・六」と、同条第三項中「第一項第二号又は第三号」とあるのは「第一項第二号若しくは第三号又は前

に規定する特定外国子会社等の同項に規定する課税対象留保金額があるものに対する第七十二条の十五の規定の適用その他第二章第二節第一款及び第三款の規定の適用に關し必要な事項は、政令で定める。

(法人の事業税の税率の特例)

第九条の二 (略)

2 租税特別措置法第六十八条の三第一項の規定に該当する法人の同項の規定に該当する各事業年度に係る法人の事業税については、附則第四十条第十項中「百分の六・六」とあるのは「百分の六・六(所得のうち年十億円を超える金額については、百分の七・九)と」、「同条第八項」とあるのは「同条第三項中「第一項第二号」とあるのは「前二項」と、「同号」とあるのは「これらの規定」と、「とし」とあるのは「とし」、「年十億円」とあるのは「十億円に当該事業年度の月数を乗じて得た額を十二で除して計算した金額」とし、「と、同条第八項」と、「附則第四十条第十項」とあるのは「附則第四十条第十項(附則第九条の二第二項の規定により読み替えて適用される場合を含む)と、「と」とする」とあるのは「と、第七十二条の四十八第一項中「年八百万円(当該法人の事業年度が一年に満たない場合においては、第七十二条の二十二第三項の規定を適用して計算した金額。以下本項において同じ)以下の部分の金

項」と、同項第二号中」とあるのは「第一項第二号中」と、「年八百万円」とあるのは「年十億円」とあるのは「十億円に当該事業年度の月数を乗じて得た額を十二で除して計算した金額」と「年八百万円」と、「と」とする」とあるのは「とし、前項中「年十億円」とあるのは「十億円に当該事業年度の月数を乗じて得た額を十二で除して計算した金額」とする」と、同条第八項」と、「附則第四十条第十項」とあるのは「附則第四十条第十項（附則第九条の第二項の規定により読み替えて適用される場合を含む。）」と「と」とする」とあるのは「と、第七十二条の四十八第一項中「年八百万円（当該法人の当該事業年度又は計算期間が一年に満たない場合においては、第七十二条の二十二第三項の規定を適用して計算した金額。以下本項において同じ。）」以下の部分の金額と年八百万円」とあるのは「年十億円（当該法人の事業年度が一年に満たない場合においては、附則第九条の第二項の規定により読み替えられた附則第四十条第十項の規定により読み替えられた第七十二条の二十二第三項の規定を適用して計算した金額。以下本項において同じ。）」以下の部分の金額と年十億円」とする」とする。

（不動産取得税の課税標準の特例）

第十一条（略）

2、18（略）

19 資産の流動化に関する法律第二条第三項に規定する特定目的会社（同法第三条第一項の規定による届出を行ったものに限る。）で政

額と年八百万円」とあるのは「年十億円（当該法人の事業年度が一年に満たない場合においては、附則第九条の第二項の規定により読み替えられた附則第四十条第十項の規定により読み替えられた第七十二条の二十二第三項の規定を適用して計算した金額。以下本項において同じ。）」以下の部分の金額と年十億円」とする」とする。

（不動産取得税の課税標準の特例）

第十一条（略）

2、18（略）

19 特定目的会社による特定資産の流動化に関する法律（平成十年法律第百五号）第二条第一項に規定する特定目的会社（同法第三条の

令で定めるものが同法第二条第四項に規定する資産流動化計画に基づき同条第一項に規定する特定資産のうち不動産（宅地建物取引業法（昭和二十七年法律第七十六号）の宅地又は建物をいう。以下本項において同じ。）で政令で定めるものを取得した場合における当該不動産の取得に対して課する不動産取得税の課税標準の算定については、当該取得が特定目的会社による特定資産の流動化に関する法律等の一部を改正する法律（平成十二年法律第 号）の施行の日から平成十四年三月三十一日までの間に行われたときに限り、当該不動産の価格の二分の一に相当する額を価格から控除するものとする。

20  
28 （略）

（個人の道府県民税及び市町村民税並びに法人の事業税の負担軽減に係る特例）

第四十条 （略）

2  
9 （略）

10 平成十一年四月一日以後に開始する各事業年度に係る法人の事業税及び同日以後の解散又は合併による清算所得に対する法人の事業税（清算所得に対する事業税を課される法人の清算中の事業年度に係る法人の事業税及び残余財産の一部分配により納付すべき法人の事業税を含む。）並びに法人税法第二条第二十九号の三に規定する特定信託の特定目的会社による特定資産の流動化に関する法律等の一部を改正する法律（平成十二年法律第 号）の施行の日以後

登録を受けたものに限る。）が同法第四条第一項第四号に規定する資産流動化計画に基づき同法第二条第一項第一号に規定する不動産を取得した場合における当該不動産の取得に対して課する不動産取得税の課税標準の算定については、当該取得が平成十四年三月三十一日までに行われたときに限り、当該不動産の価格の二分の一に相当する額を価格から控除するものとする。

20  
28 （略）

（個人の道府県民税及び市町村民税並びに法人の事業税の負担軽減に係る特例）

第四十条 （略）

2  
9 （略）

10 平成十一年四月一日以後に開始する各事業年度に係る法人の事業税及び同日以後の解散又は合併による清算所得に対する法人の事業税（清算所得に対する事業税を課される法人の清算中の事業年度に係る法人の事業税及び残余財産の一部分配により納付すべき法人の事業税を含む。）については、第七十二条の二十二第一項第一号中「百分の一・五」とあるのは、「百分の一・三」と、同項第二号中「百分の五・六」とあるのは、「百分の五」と、「百分の七・五」とあ



